



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	児童ポルノに関する国際的規律と子どもの権利：国際人権法の観点から見た日本の児童ポルノ対策
Author(s)	佐藤, 幸
Citation	北大法政ジャーナル, 21-22, 75-109
Issue Date	2015-12-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60355
Type	departmental bulletin paper
File Information	HokudaiHouseiJournal_No21-22_03.pdf



児童ポルノに関する国際的規律と子どもの権利

—国際人権法の観点から見た日本の児童ポルノ対策—

さとう さき
佐藤 幸

目 次

はじめに	77
第1章 児童ポルノに関する国際的規律と日本の義務	80
第1節 既存の国際的規律の全体像	80
第2節 各条約に基づき日本が負う義務	81
第3節 各条約に基づく義務の履行確保制度	82
第2章 日本における児童ポルノに関する実施措置	83
第1節 児童ポルノに関する立法措置	83
第2節 児童ポルノに関する対策	85
第3節 児童ポルノ対策の2つの問題点	87
第3章 子どもの権利条約から見た問題点-被害者である子どもへの配慮 ..	87
第1節 日本の現行制度における被害者である子どもへの配慮	87
第2節 子どもの最善の利益の第一次的考慮	88
第3節 被害者である子どもへの配慮に関する具体的な措置	89
第4節 被害者である子どもへの配慮に関する検証	92
第4章 子どもの権利条約から見た問題点-児童ポルノの所持と取得	92
第1節 現行児童ポルノ禁止法における需要規制の規定	92
第2節 子どもの最善の利益の第一次的考慮	93
第3節 児童ポルノの単純所持規制導入に関する懸念	94
第4節 児童ポルノの取得に関する議論	95
おわりに	96

はじめに

(1) 問題の所在・本稿の目的

「児童ポルノ (child pornography)」は、子ども¹の性的搾取・虐待の一形態²であり、子どもの権利を侵害する。児童ポルノは、被写体となる子どもに甚大な被害を与え、かつ子ども一般の健全な発達を阻害する。国際社会においては、1980年代後半以降児童ポルノを含む子どもの商業的性的搾取が問題視されるようになり³、児童ポルノに関する国際的規律が発展した。その規律の中心には、「児童の権利に関する条約 (以下、子どもの権利条約)」⁴ 第34条 (子どもの性的搾取・虐待からの保護) の規定がある。そして、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (以下、選択議定書)」⁵ が本条を具体化し、児童ポルノに関する刑事罰的規制や被害者である子どもの保護等を締約国に義務づけている。

今日でも、児童ポルノ対策は国際的な課題である⁶。現在の児童ポルノ問題の特徴は、電子機器の発達及びインターネットの普及により、児童ポルノの製造・提供・取得・保管が容易となり、それが全世界的に流通し、存在し続けていることである。そこで、各国は、児童ポルノを撲滅するために、国際的に協力し、現状に対応した取組みを行っている。

日本においては、1999年になってようやく、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (以下、児童ポルノ禁止法)」が制定された。それ以降、日本の児童ポルノ対策は、同法に基づき児童ポルノの供給規制を中心に進められてきた。しかし、日本の児童ポルノ対策に対しては、被害を受けた子どもへの配慮が不足していることや、児童ポルノの需要側の規制がないこと等について、国内外から指摘がなされてきた。これらの指摘も踏まえ、2014年の同法改正では、被害者の保護措置に関する規定 (第3章)、所持の禁止 (第3条の2)、単純所持の処罰化 (第7条第1項) が盛り込まれた。名称も、「児童

買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に変更された。ただし、この改正に関する国会における議論は単純所持の処罰化が中心であり、被害を受けた子どもの保護に関する議論が少なかった。また、メディアも単純所持の処罰化を大きく取り上げ、被害を受けた子どもの保護という改正点に関する報道はあまり見られなかった。その一方で、児童ポルノの単純所持の処罰化には、憲法学、刑法学、刑事実務等の様々な観点からの批判が強かった。このような批判の背景には、日本社会において、児童ポルノは性的搾取・虐待の一形態であると十分に認識されていないことがあるようにも思われる。

日本国内における児童ポルノ対策に関する先行研究としては、児童ポルノの定義や処罰対象の範囲、恣意的捜査の危険性等について、刑法の視点からのものが多い⁷。そして、児童ポルノ所持規制の是非を憲法学の視点から論じる研究もある⁸。また、各国の児童ポルノ規制について比較法的に分析する論文や⁹、日本の児童ポルノ規制における実務についての研究がある¹⁰。しかし、これらの先行研究では、日本の児童ポルノ対策全体について、子どもの権利の観点からの検討が十分とはいえない。すなわち、日本国内では、子どもの権利条約の基礎にある視点—子どもを権利の主体としてとらえ、その心身の健全な発達を保障すること—から、日本の児童ポルノ対策について検証して評価する研究が未だ十分でないように思われる。

そこで、本稿は、以上の問題意識に基づき、子どもの権利条約の実施という観点から日本の児童ポルノ対策を検証することを目的とする。すなわち、日本の児童ポルノ対策の問題点と課題を、子どもの権利条約の根幹にある「子どもの最善の利益」の第一次的考慮という観点から明らかにするとともに、それらについて適切と思われる幾つかの対処策を提示することを試みる。

(2) 本稿の方法・基礎的概念

本稿においては、日本の児童ポルノ対策について、子どもの権利条約の実施という観点から検討

する。ここにいう実施とは、子どもの権利条約の趣旨・目的を実現するために、締約国が自国において立法その他の措置をとることを意味する。本稿で条約義務の遵守ではなく実施という観点から検討することの理由は、以下の通りである。

子どもの権利条約第34条（子どもの性的搾取・虐待からの保護）の趣旨・目的は、子どもが心身ともに健全に発達するために、子どもを性的搾取及び虐待から保護することである。ただし、締約国が実際にとるべき措置の具体的内容まで示してはならず、締約国に裁量が認められている。ゆえに、一般的に条約義務の履行と同義に語られることの多い条約の遵守という観点からは、締約国は子どもの性的搾取・虐待からの保護のために一定の措置をとっていれば足りるということになる。しかし、子どもの権利条約の趣旨・目的の実現—権利行使の主体としての子どもの心身の健全な発達の保障—を推進するためには、締約国がこの規定の趣旨・目的に照らして十分な措置をとることが必要である。一般に人権条約の下では、子どもの権利委員会をはじめとする条約の実施機関である諸委員会も、こうした観点から締約国政府による国家報告書を審査し、勧告を出している。

次に、本稿においては「児童ポルノ」を、「実際に存在する子どもが性的な行為を行う視覚的描写、または性的な目的のための子どもの身体の性的な部位の視覚的描写」と定義する¹¹。このような定義を用いる理由は、以下の通りである。

第一に、児童ポルノは子どもの性的搾取・虐待の一形態だからである。子どもは、児童ポルノの「製造」過程において性的搾取・虐待を受ける。その被害には様々なパターンがある。家族、親族、恋人、教師等が加害者である場合¹²や、児童買春や人身取引と関連する場合¹³、インターネットを通じて提供した写真を利用される場合¹⁴等、多様である。いずれの場合でも、児童ポルノの被害体とされた子どもは全て性的虐待・搾取の被害者である¹⁵。そして、実際の被害者は、身体的・心理的に影響を受ける。その情緒的・行動的特徴もまた、多岐にわたる¹⁶。被害発見当初は問題行

動や特別な症状を示さない子どもであっても、年齢やライフステージが進むにつれて、適応上の困難を示す例も少なくない¹⁷。

第二に、児童ポルノは子どもの性的搾取・虐待を半永久的に記録するものであることによって、その性的搾取・虐待の被害を恒久化するからである¹⁸。児童ポルノが存在し続けることは、その被害者を苦しめ得る¹⁹。そして、児童ポルノがインターネット上に流出すれば事実上回収は不可能であるため、被害者の苦しみは将来にわたり続くものである²⁰。その上、児童ポルノは、被害者に対する脅迫の道具として利用され得るという問題がある²¹。このような二次被害は、被害者たちの苦痛をより深刻なものにする。

第三に、被害を受けた子どもの権利を侵害するだけでなく子ども一般にとって害があるからである²²。本論で詳しく述べるように、児童ポルノは、その「存在」そのものが許容されるべきではない。児童ポルノは、子どもをあたかも性的搾取の対象物であるかのごとく描写するからである。このような児童ポルノの存在を許容することは、子どもの性的搾取・虐待を許容することに繋がり、被害者本人、そして子ども一般が心身ともに健全に発達する権利²³を侵害し得る。

ところで、本稿の定義にはCGや合成画像のような、存在する子どもをモデルとした、あたかも実在するかのような子どもの視覚的描写も「実際に存在する子ども」の視覚的描写に含むものととらえる²⁴。視覚的描写があたかも実在する子どもが性的搾取・虐待を受けているように見える場合、その存在自体が、子どもの心身ともに健全に発達する権利を侵害するからである。そこで、そうした視覚的描写は、被害者が存在していなくとも児童ポルノの概念に含まれるとする。一方で、本稿では、漫画やアニメ等における現実の子どもと区別できるような表現は、児童ポルノには含まれないものとする²⁵。

そして、児童ポルノの範囲について、児童ポルノと成人ポルノを区別する基準を年齢とする。法律により保護される子どもの年齢の設定には議論

があるが²⁶、子どもの権利条約をはじめとする児童ポルノに関する規定を有する条約は、子どもの年齢を18歳未満と設定している。児童ポルノ禁止法においても、18歳未満と定めている。そこで、本稿においてはそれらの基準に従い、18歳未満を子どもとして検討を進める。

最後に、子どもの権利条約第34条の趣旨・目的を実現するために、締約国内において立法その他の措置をとっているか否かの判断基準を、本稿では以下のように設定する。本条約には、4つの一般原則がある。すなわち、第2条「差別の禁止」、第3条第1項「子どもの最善の利益の第一次的考慮」、第6条「生命、生存および発達に関する権利」、第12条「意見表明権」である。これらは、各条項それぞれ自体が一つの権利を定めているだけでなく、子どものあらゆる権利の実現において不可欠なものである。本稿においては、これらの一般原則のうち、特に第3条第1項に注目して検討を進めたい。理由は以下の通りである。第3条第1項により、締約国は、子どもに関するすべての措置をとる際、子どもの最善の利益を第一次的に考慮しなければならない²⁷。児童ポルノ対策は、子どもに関するすべての措置に含まれるものであり、その対策を本条約の趣旨・目的である子どもの心身の健全な発達を保障するための措置とするためには、子どもの最善の利益を第一次的に考慮していることが必要である。

ただし、第3条第1項の文言は一般的な表現であるがゆえに、本条で課される義務は一般的な義務にとどまる。したがって、条約実施のための国内的手続・方法の決定は、締約国に第一次的に委ねられている。しかし、条約制度の中では、子どもの権利委員会による国家報告書の審査を通じて、締約国の実施に対する評価や批判がなされる。その結果として、締約国は自国での取組みを変更したり、あるいはその取組みを正当化したりする対応に迫られる。ゆえに、本条は締約国に何らかの行動を促す一定の指針として、締約国内の子どもの権利状況の改善に資する。以上の点を考慮して、本稿においては、締約国内における立法その

他の措置が子どもの権利条約第34条の趣旨・目的を実現するためのものかについて、子どもの最善の権利が第一次的に考慮された措置であるか否かということを基準に評価する。

そして、その評価については、特定の状況において個別具体的に判断されるべきものと考ええる。なぜなら、その評価は、子ども本人の特性やその子どもを取り巻く環境、あるいは子ども一般が置かれた状況により変わってくるからである。また、個別具体的に判断するためには、その特定の状況に関するあらゆる要素を考慮する必要がある。例えば、その要素とは、子どもの権利主体性に関わる子どもの意見、子どものアイデンティティである。また、子どものケア、保護及び安全を保障する措置であるか否かも重要である。そして、子どもの置かれた状況の考慮（特に脆弱な状況にある子どもへの配慮）がなされているかも判断要素となる。さらに、健康や教育に対する子どもの権利等も考慮する²⁸。これらを含むあらゆる要素を考慮し、子どもの最善の利益を判断することが、子どもの心身ともに健全な発達を確保することに繋がるだろう²⁹。以上から、本稿においては、これらを含む子どもの状況に関するあらゆる要素を考慮して、日本の児童ポルノに関する措置が子どもの最善の利益を第一次的に考慮したものといえるかについて、評価する。

(3) 本稿の構成

本稿は、以下のように4つの章から構成される。第1章では、本稿の議論の前提となる児童ポルノに関する現行の国際的規律を整理する。その上で、日本が批准している児童ポルノに関する条約上の義務を明らかにする。第2章では、日本の児童ポルノ規制についての展開を、国際的動向に注目しつつ整理する。その際、とりわけ児童ポルノについて具体的な規定のある児童ポルノ禁止法に着目する。そして、子どもの最善の利益の第一次的考慮の観点から、日本の児童ポルノ対策の問題点を抽出する。第3章では、第2章で示した問題点の一つめとして、被害を受けた子どもへの配慮について

検討する。第4章では、第2章で示した問題点のうちの二つめとして、児童ポルノの需要の規制について考察する。以上の作業を通じて、日本の児童ポルノ対策は、子どもの権利条約の適正な実施であるか否かを評価するとともに、その改善策についても提示する。

第1章 児童ポルノに関する国際的規律と日本の義務

第1節 既存の国際的規律の全体像

第1項 児童ポルノ規制に関する条約

児童ポルノの国際的規律は、1980年代後半以降発展した。今日では、主に以下の5つの条約が児童ポルノに関する国際的規律を構成している。その5つの条約とは、国連で採択された子どもの権利条約と選択議定書、国際労働機関（ILO）で採択された「最悪の労働形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（以下、ILO182号条約）³⁰」、及び欧州評議会で採択された「サイバー犯罪に関する条約（以下、サイバー犯罪条約）³¹」と「性的搾取及び性的虐待からの子どもの保護に関する条約³²」である³³。

これら5つの条約は、子どもの権利の保護を目的とするという点で共通性がある。子どもの権利条約第34条は子どもを性的搾取・虐待から保護するための規定であり、選択議定書は同条を具体的に実施するための条約である。他の3つの条約における児童ポルノに関する規定の目的も、同様である。サイバー犯罪条約第9条は、その注釈書によれば子どもの権利保護を目指している³⁴。性的搾取及び性的虐待からの子どもの保護に関する条約は、第1条（b）に「性的搾取及び性的虐待の被害から子どもの権利を守ること」という目的を明示する。また、ILO182号条約も、その前文に子どもの権利条約を考慮することを明記している³⁵。このように、既存の児童ポルノに関する条約による国際的規律は、子どもを性的搾取・虐待から保護し、その権利を保障することを目指している。

児童ポルノに関するその他の人権条約には、

「市民的及び政治的権利に関する国際規約³⁶」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約³⁷」がある。そして、日本の児童ポルノに関する措置については、両人権規約の政府報告に関する総括所見でも言及がある³⁸。ただし、本稿では、特に子どもの権利条約及び選択議定書に焦点を当てて検討を進める。なぜなら、子どもの権利条約が、両人権規約の定める基本的人権を子どもの権利の観点から具体的に規定するものだからである³⁹。

第2項 条約以外の国際的文書

以上の条約に加え、児童ポルノ対策において重要となる国際文書として以下の国際文書が注目される。これらの国際文書には法的拘束力はないが、参加国の行動の指針となる国際的な基準として位置づけられる。

①「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」の成果文書

まず、「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（以下、第1回世界会議）⁴⁰」において、「ストックホルム宣言及び行動のための指針⁴¹」が採択された。この文書は、世界に対して児童ポルノを含む性的搾取問題を提起するものである。そして、児童ポルノを含む性的搾取の根絶に向けた具体的な目標を設定しており、国際的な取組みを促す。本文書は、選択議定書の前文においてその重要性の認識が示され、締約国の行動の基準となっている。

次に、「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（以下、第2回世界会議）⁴²」では「横浜グローバル・コミットメント2001⁴³」が採択されている。その内容は、児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画の策定、インターネット上の児童ポルノの問題等への適切な対処等を各国に呼びかけるものである。そして、選択議定書とILO182号条約の署名及び批准を促している。この文書もまた、その後の各国、国際機関及び国内外のNGOがこの問題に取り組む際の指針とされるようになった。

さらに、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議（以下、第3回世界会議）⁴⁴」においては、「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ⁴⁵」が採択された。この会議では、会議名から「商業的」の文言を除くことにより、商業的性的搾取に限らず、子どもの性的搾取の問題に取り組んでいく必要があることを示した。この文書も、子どもの性的搾取の課題を明らかにし、各国のとるべき措置の方向性を示している。

②首脳会議（G8）の成果文書

G8は、コンピュータ・システムを利用した児童ポルノ問題の解決に向けた取組みの必要性を認識し、児童ポルノに関する文書を採択している。2007年に採択された「G8司法・内務閣僚宣言⁴⁶」は、G8諸国が児童ポルノに関する国内法の実施及び実効性を確保することを約束している。加えて、必要かつ適切なきにはこれらの法をアップデートし改善するための手段をとること、G8内外における協力を促進していくことも述べている。

そして、2008年に採択された「G8司法内務大臣会議総括宣言⁴⁷」では、児童ポルノは子どもの性的虐待の恒久的記録にほかならず、対策が急務であるとの認識が示された。また、2009年に採択された「G8司法・内務閣僚宣言⁴⁸」では、児童ポルノ犯罪者によって脅かされる子どもに対する危険性に関して、前述の2007年「G8司法・内務閣僚宣言」の内容に照らして、特定の国家では法の整備が不十分であることが示された。また、本文書に基づき、各国の対策を調査・研究するグループが立ち上げられている。

さらに、2011年に採択された「G8首脳宣言⁴⁹」では、特にインターネット利用による性的搾取に対して言及している。現在では、これらの文書に基づき、G8諸国における児童ポルノ対策及びG8諸国間の国際協力及び協調が進められている⁵⁰。

第2節 各条約に基づき日本が負う義務

日本は、前述の児童ポルノに関する国際的規律の5つの条約のうち、欧州評議会の性的搾取及び性

的虐待からの子どもの保護に関する条約を除く4つの条約の締約国である。ゆえに、日本は、締約国としてこれらの条約規定に従い、以下の法的義務を負う。

第1項 子どもの権利条約に基づく義務

子どもの権利条約上の義務は次の通りである。本条約第34条は、締約国に、子どもを性的搾取及び性的虐待から保護することを義務づけている。ここにいう「保護」する義務とは、国家が、私的当事者による人権侵害に対して相当の注意をもってこれを防止・排除するために取りうるあらゆる合理的な措置をとる義務を指す⁵¹。児童ポルノの製造等によって子どもの権利を直接的に侵害するのは私人である。しかし、締約国は、わいせつな演技及び物において子どもを搾取的に使用することを排除するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとらなくてはならない。そして、この措置をとる際には、本条約第3条第1項の「子どもの最善の利益」を第一次的に考慮する必要がある⁵²。

第2項 選択議定書に基づく義務

選択議定書は、児童ポルノを含む性的搾取から子どもを保護することを目的とする。そして、子どもの性的搾取に関する全般的かつ具体的な規定を有する⁵³。本議定書上の義務は、大きく分けて児童ポルノの犯罪化、被害者である子どもの保護、国際協力の3つである。

まず、児童ポルノの犯罪化について、締約国は少なくとも「児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること」を犯罪化する義務を負う（第3条第1項c号）。これらの行為は、「国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたか組織により行われたかを問わず」ない。すなわち、締約国は、児童ポルノに係る一定の行為が自国の刑法または刑罰法規の適用を受けることを確保する義務を負う。

次に、被害者である子どもの保護について、「締約国は、刑事司法手続のすべての段階において、…被害者である子どもの権利及び利益を保護するため措置をとる」義務を負う（第8条第1項）。また、「この議定書に定める犯罪の被害者である子どもの刑事司法制度における取扱いにおいて、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されることを確保」する必要がある（第8条第3項）。

最後に、国際協力について、締約国は、児童ポルノ問題に関する国際協力を推進する義務を負う。すなわち、締約国は、多国間、地域間及び二国間協定により強化するために、必要な措置をとる（第10条）。

第3項 ILO182号条約に基づく義務

ILO182号条約は、児童労働の包括的な廃絶を目指す「就業が認められるための最低年齢に関する条約（138号条約）」を補完するものである。本条約は、18歳未満の子どもによる最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を目的としている⁵⁴。その最悪の労働形態の1つに、売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための子どもの使用、斡旋、提供⁵⁵が含まれる。

締約国は、「この条約を実施するための規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置（刑罰又は適当な場合には他の制裁を定め及び適用することを含む。）をとる」義務を負う（第7条）。また、条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定（第5条）をしなければならない。そして、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施の義務を負う（第6条）。さらに、国際協力・援助も求められている（第8条）。

第4項 サイバー犯罪条約に基づく義務

サイバー犯罪条約は、サイバー犯罪政策分野における初めての多国間条約である。本条約採択の背景には、1990年代以降のサイバー空間の発達に伴い、欧州評議会の加盟国の間で越境サイバー犯

罪に対する危機感が共有されたことがある。本条約は、コンピュータ犯罪の一形態としてコンピュータ・システムを利用した児童ポルノの犯罪化規定を有する。

本条約に基づき、締約国は、以下の児童ポルノに係る行為を自国の国内法上の犯罪とするため必要な措置をとる義務を負う（第9条第1項）。その行為とは、コンピュータ・システムに関連して権限なく故意に行われる児童ポルノの「製造」、「提供の申し出または利用可能化」、「頒布または送信」、「自己または他人のための取得」及び「保有」である。ただし、取得及び保有に関しては、留保を付すことができる（第9条第4項）。

第3節 各条約に基づく義務の履行確保制度

前節で述べた諸義務に加えて、各条約の締約国は条約義務の履行確保に関する義務を負っている。まず、子どもの権利条約の締約国は、同条約第44条に基づき、子どもの権利委員会に政府報告を提出しなくてはならない⁵⁶。そして、同委員会とは、締約国の実施を審査し、不十分な点を総括所見や成果文書で指摘し、その是正を勧告する。また、選択議定書の審査は、子どもの権利条約の審査と同様の手続による。さらに、国連加盟国は、人権理事会の普遍的審査を受けなくてはならない⁵⁷。理事国47か国の代表団からなる作業部会が国際人権文書等に照らしてその遵守状況を審査する。その後、各国からの勧告を含む作業部会報告書をもとに、理事会の本会合で審査の成果文書を採択する。

一方で、サイバー犯罪条約には、条約上の義務の履行確保に関する義務は規定されていない。また、ILO182号条約に関しては、年次報告書を提出する義務があるが⁵⁸、ILO事務局が適切に処理できていない状況にある。ILO事務局に提出される報告書の数とその内容量が年々増加しており、膨大であるからである。すなわち、両条約については、義務の履行確保に関する文献が不足している状況である。そこで、本稿においては、考察するに足る文献がある子どもの権利条約及び選択議定

書の政府報告審査における議論や総括所見等を手掛かりに、第2章以降の検討を進める。

第2章 日本における児童ポルノに関する実施措置

第1節 児童ポルノに関する立法措置

第1項 児童ポルノ禁止法の成立

(1) 成立の背景

1980年代後半から、子どもを性的搾取から保護すべきとの国際的世論が高まった。これを受け、諸外国の多くは、1990年頃までに、立法によって児童買春や児童ポルノの製造及び販売を厳しく処罰するため、国内法制を整備した。その一方で、日本におけるこの問題への対処は遅れていた。当時、日本の書店やコンビニエンスストアでは、露骨なポルノの写真や絵が載っている雑誌等が当たり前のように並べてあった⁵⁹。さらに、東南アジア各国で幼い子どもたちが先進諸国の旅行者やビジネスマンたちの性的搾取にあっているという事実が告発された⁶⁰。

1990年代の日本における児童ポルノ規制は、刑法⁶¹、児童福祉法⁶²、各都道府県の条例の関連する規定等⁶³を適用する形で行われていた。すなわち、児童ポルノに関する統一的な法律は存在しなかった⁶⁴。これについて、日本政府は、子どもの権利条約に批准する際、同条約第34条の実施措置としての立法は特に必要ないとの立場をとっていた⁶⁵。

1990年代後半、前述のような日本の現状と対応に対し、国際的な非難が集まった。1996年に開催された第1回世界会議において、日本は子どもの性的搾取対策の不十分を指摘された⁶⁶。それが一つのきっかけになり、国会議員や弁護士、NGO等の関係者が児童ポルノ禁止法の成立を目指すようになった⁶⁷。

また、1998年の「第1回政府報告に関する子どもの権利委員会総括所見⁶⁸」でも、日本政府に対して懸念が出された。すなわち、「児童売春、児童ポルノ及び児童売買を防止し、これと闘うため

の包括的な行動計画が欠けていること」が問題とされた⁶⁹。そして、第1回世界会議「の結果に沿って、児童売春、児童ポルノ及び児童売買を防止し、これと闘うための包括的な行動計画を策定し実施すること」を勧告された⁷⁰。

以上を背景に、1999年児童ポルノ禁止法が議員立法として成立した。立法に関わった議員は「この法律の制定により、遅ればせながら世界に向けて『児童の権利条約』第34条の趣旨を生かし、国内外での児童に対する性的虐待を容認しないというメッセージを国際社会に発信⁷¹」できたとしている。つまり、この立法は、子どもの権利条約第34条の実施措置ととらえられていたといえよう⁷²。そして、本法の成立以降、日本における児童ポルノ規制は、この法律を中心に行われている。

(2) 児童ポルノ禁止法の概要

児童ポルノ禁止法は、18歳未満の子どもとの経済的対償を伴う性交等を「児童買春」として処罰するとともに、18歳未満の子どもを被写体とした「児童ポルノ」を規制している。この法律の目的は、子どもの性的権利を搾取や虐待から守ることである（第1条）⁷³。

この法律は、「児童ポルノ」を、子どもとの性交や性交類似行為、子どもの全半裸の姿態で性欲を興奮させるもの等を描写した写真・ビデオテープ類と定義した（第2条第3項）⁷⁴。そして、児童ポルノの頒布、販売、公然陳列等の行為を処罰対象とした（第7条）。また、捜査や公判における被害者である子どもへの配慮が定められた（第12条第1項）。さらに、被害者である子どもの名前や年齢等を報道することが禁止された（第13条）。国及び地方公共団体は、「子どもの権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発」、児童ポルノに関する「行為の防止に資する調査研究の推進」に努めるものとされた（第14条）。

第2項 2004年児童ポルノ禁止法の改正

(1) 児童ポルノ禁止法改正の背景

児童ポルノ禁止法は、2004年に改正された。その背景には2つの事情があった。第一に、1999年に

成立した児童ポルノ禁止法附則第6条に、この法律の見直しに関する規定が置かれていたことである⁷⁵。同法には、児童ポルノの頒布等の目的でない所持（いわゆる単純所持）の処罰化と、インターネット等の電気通信回線を利用した児童ポルノの規制のあり方についての問題が残されていたからである。

第二に、国際的動向の影響である。同法施行後、国際的な児童ポルノ規律は一層進展した。すなわち、ILO182号条約、選択議定書、サイバー犯罪条約が採択された。日本はこれらの条約に批准したため、これらの条約を担保する国内法整備が必要となった。加えて、条約採択以外の動向として、第2回世界会議や「国連子ども特別総会⁷⁶」が開催されていた。

以上の動きを受けて、児童ポルノ禁止法の改正案は起草された。これは、「…児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等にかんがみ、これらの行為が強い非難に値することをより明らかにし、児童の権利の擁護を万全なものとするため⁷⁷」の動きであるといえる。

(2) 改正の経緯

2002年2月、自民党は、児童ポルノ禁止法施行から3年目に入ったことから「児童買春禁止法に関する勉強会」を開いた。この会合では同法の見直し作業について議論された。そして、党内議論と党内手続きを経て全党協議をするという方針が決定した。それを受けて、3月に自民党内の政務調査会特別委員会として、「児童買春等対策特別委員会」が組織された。この委員会では、児童ポルノに関する法改正事項が具体的に検討された⁷⁸。

(3) 主な改正点

2004年法改正の主な改正点は、以下の3点である。第一には、選択議定書とサイバー犯罪条約を担保するため、児童ポルノに係る行為の処罰規定を新たに設けた。これには、以下の背景があった。まず、選択議定書第8条第1項は、締約国に対し、児童ポルノの「製造、配布、頒布、輸入、輸出、提供もしくは販売またはこれらの目的での保有」の処罰化を義務づけている。そして、サイバ

ー犯罪条約第9条も、締約国に対し、コンピュータ・システムを利用して児童ポルノを「製造提供の申し出または利用可能化、頒布または送信する行為」一般について犯罪化することを義務づけている。しかし、1999年に成立した児童ポルノ禁止法の規定では、特定かつ少数への提供が処罰対象外であった。そこで、両条約を担保するために、児童ポルノ禁止法第7条の改正が必要になった。具体的には第7条第1項「提供罪⁷⁹」と第3項「単純製造罪⁸⁰」の新設である。そして第7条の規定には、「電磁的記録」という表現が盛り込まれた⁸¹。ただし、ILO182号条約との関係では、改正前の国内法及び実施措置で担保されているとして、同条約の担保のための立法措置はとられなかった。

第二には、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえた立法であることを明示した（第1条⁸²）。これは、子どもの権利の擁護を目的とすることをより直接的に表現することで、子どもの権利の保護という立場を明らかにする目的であった。

第三には、児童買春及び児童ポルノに係る犯罪の法定刑と類型を見直した。すなわち、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、新たに一定の類型について懲役刑と罰金刑の併科を可能にした。

第3項 2014年児童ポルノ禁止法の改正

(1) 二度目の改正の背景

児童ポルノ禁止法は、2014年に再度改正された。その背景には、2つの事情があった。第一に、2004年の改正でも、児童ポルノ禁止法の見直し規定がこの法律の附則第2条に置かれていたことである⁸³。なぜなら、2004年時の検討事項のうち、実在しない子どものポルノの問題、単純所持の禁止・処罰化に関する問題が残されていたからである。

第二に、2つの国際的動向である。1つには、子どもの権利委員会政府報告審査や人権理事会普遍審査で、日本の児童ポルノ制度に関していくつかの指摘があった。日本の児童ポルノ政策は、審

査時に質問されたり、総括所見において勧告されたりと、これらの審査において常に注目されていた。2つには、G8で児童ポルノ対策の協力強化が図られた。G8は、国際的に協力して児童ポルノ対策をとることを確認している。日本とロシア⁸⁴は、児童ポルノの単純所持を規制していなかったことから、他のG8諸国から非難を受けていた⁸⁵。そこで日本政府は、他のG8諸国の児童ポルノ対策と比較しながら、児童ポルノ対策のあり方を検討してきた⁸⁶。

(2) 改正の経緯

2004年改正以降も、児童ポルノに関する規制のありかたについて議論がなされたが、二度目の改正にはなかなか至らなかった⁸⁷。特に児童ポルノの単純所持について、意見の一致を見なかった⁸⁸。さらに、2013年5月、自民党、公明党、日本維新の会が共同で改正案を提出したが、衆議院法務委員会では審議されなかった⁸⁹。その理由として、児童ポルノの定義、児童ポルノの単純所持、実在しない児童ポルノに関する議論がまとまらなかったことが考えられる。

しかし、2014年の第186回国会において、児童ポルノ禁止法改正案の審議が進められた。「前回の改正から10年が経過し、この間のインターネットの発達により児童ポルノ被害に遭う児童の数が増え続けていること、児童ポルノ単純所持罪を設けるべきとの国際社会の強い要請があること等⁹⁰」を考慮したからである。改正案は、2014年6月6日に衆議院本会議を、6月18日に参議院本会議を通して成立した。

(3) 主な改正点

2014年法改正の主な改正点は、以下の4つである。第一には、児童ポルノの定義の明確化が図られた。なぜなら、児童ポルノの定義には従来から定義の曖昧さへの批判があったからである。そこで、第2条第3項3号の規定に、「ことさらに児童の性的な部位が露出され又は強調されているものであり」という文言を追加した。これにより児童ポルノの定義の曖昧さを取り除こうとした⁹¹。

第二には、第7条第1項で児童ポルノの単純所持が処罰化された。これは、2004年の改正時にも議論となっていたもので⁹²、今回の法改正において最も議論され、かつ注目を集めた点である⁹³。

第三には、適用上の注意規定の明確化が図られた。児童ポルノの単純所持の処罰化議論では、処罰範囲の拡大、恣意的な捜査への懸念が強かった⁹⁴。そのため、第3条の2で「何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない」と規定された。

最後には、被害を受けた子どもの保護に関する規定の充足が図られた。第15条は、心身に有害な影響を受けた子どもの保護のために、関係機関が連携し適切な措置を講じることを定めている。本条の内容自体に変更はないが、具体的な関係行政機関を挙げることで、責任の所在を明らかにした（第15条第1項）⁹⁵。また、「心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等」という規定が新設された（第16条の2）⁹⁶。これにより、被害者である子どものケアに関して適切な措置を講じているか否かを、検証・評価する機関が指定された⁹⁷。

第2節 児童ポルノに関する対策

第1項 児童ポルノ排除総合対策の策定と実施

日本政府は、1996年に国際的な非難を浴びてから児童ポルノ対策に積極的に取り組むようになった。まず、2001年には、「児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画」を策定した。政府は第1回世界会議で採択された「宣言」及び「行動計画」に基づき、この計画を策定した。また、横浜で第2回世界会議を開催している。

さらに2008年、内閣府は犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した⁹⁸。その中で「子どもと女性を守るための施策」の1つとして、「児童ポルノ対策

等の推進」を新たに盛り込んだ。

それに加え、2010年、内閣は同会議において「第1次児童ポルノ排除総合対策」を策定した⁹⁹。それ以降、その決定に基づき警察をはじめ関係機関が児童ポルノ対策に取り組んでいる。この児童ポルノ排除総合対策では、関係機関が連携して児童ポルノの問題に対処しようとしている。警察以外の、子どもに直接関わる関係機関としては厚生労働省¹⁰⁰、法務省¹⁰¹、文部科学省¹⁰²がある。また、関係府省庁、関係団体等の協力のもと、「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」が開催されている¹⁰³。これは、国民の関心を高め、子どもを性的好奇心の対象としてとらえる社会的風潮の是正を図るための取組みである。

第2項 警察による児童ポルノ対策

以上に加え、警察による取締りも、2011年に策定された「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき強化されている¹⁰⁴。その柱は、取締りの促進、児童ポルノのインターネット流通防止対策、被害を受けた子どもへの支援である。

まず、取締りの促進のための取組みとして、児童ポルノに関する情報分析の強化、外国捜査機関等との連携の強化、都道府県警察の捜査力の向上がある。サイバーパトロールや買受け捜査の強化及び児童ポルノ愛好者グループの徹底検挙等の方針のもとで、取締りが行われている。警察では、子どもの性的搾取・性的虐待を子どもの福祉を害する犯罪を福祉犯としてとらえ、継続的な取締りを行っている。そして、検挙数は、同法施行以降年々増加している。これは児童ポルノ問題の深刻さを示す一方で、警察が取締りを強化し、児童ポルノ犯罪の検挙を重点課題として取り組んでいる証拠だともいえる¹⁰⁵。

次に、警察は、他の省庁とも連携して児童ポルノ問題に取り組んでいる。例えば、総務省と連携してファイル共有ソフトネットワーク上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を行っている¹⁰⁶。これは同ネットワーク上の児童ポルノ事犯に対処するための連携である。

さらに、警察は、民間団体等主体の児童ポルノ流通防止に関する自主的取組みを促進している。インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶するためには、被疑者の取締りを始めとする警察の取組みだけでは不十分だからである。例えば、2006年から、民間のインターネット・ホットラインセンターの運用が開始された。この団体は、児童ポルノを含むインターネット上の違法・有害情報について、一般からの通報を受理し警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行っている。このように、民間団体が警察に協力している。

最後に、被害を受けた子どもの支援を行っている。具体的には、被害者である子どもの発見・保護活動の強化、当該子どもの心情に配慮した聴取手法の検討等がある。しかし、被害者である子どもへの配慮に関する議論は不十分で、組織的な取り組みが行われているわけではない。この点については、次章で詳しく扱う。

第3項 地方自治体の取組み 条例の制定

2005年の奈良県の条例を先駆けに、地方自治体が独自に児童ポルノ対策を強化する条例を作ようになった¹⁰⁷。奈良県は、子どもの性被害防止施策として「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定した¹⁰⁸。これは、2004年に奈良市内で発生した女児誘拐殺害事件¹⁰⁹を契機としている。児童ポルノの単純所持を規制対象としたのは、児童ポルノは性的搾取及び虐待の記録であるから、その「所持は性的搾取、虐待を間接的に促進する行為」と解したためである¹¹⁰。

2011年10月には、京都府が「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」を制定した。この条例は、山田啓二府知事が「日本で一番厳しい児童ポルノ規制条例」の制定を公約に掲げたことから、制定された。これは、2010年に策定された「第1次児童ポルノ排除総合対策」と同時期に構想された¹¹¹。このように、国よりも進んだ形で児童ポルノ規制を行い、子どもの権利の保護に取り組む自治体もあった¹¹²。

第3節 児童ポルノ対策の2つの問題点

前述のように、日本の児童ポルノ対策は児童ポルノの供給規制を中心に進められてきた。しかし、日本の対策に対する人権条約機関の審査では、主に以下の2点が問題とされている。第一の問題は、子どもへの配慮の欠如である。2004年の「第2回日本政府報告に関する子どもの権利委員会総括所見」で、子どもの権利委員会は、「性的搾取を受けた被害者の全てが適切な回復及び支援サービスへのアクセスを得ているわけではないこと¹¹³」を懸念した。そして、「児童相談所において、被害者に対して心理的カウンセリングや他の回復サービスを提供する、訓練を受けた職員を増やすこと¹¹⁴」を勧告した。同時に、職務関係者が「子どもに配慮した方法」をとるための訓練をすること¹¹⁵も勧告した。

また、2010年の「第1回選択議定書日本政府報告に関する子どもの権利委員会総括所見」で、同委員会は、被害を受けた子どものケアに一定の評価を与えている。同委員会は、刑事司法制度上の保護措置として、「事情聴取のための別室が用意されていること及び聴聞を非公開で行うことができること含め、…被害者及び証人の権利及び利益を保護するためにとられている措置を歓迎」している。一方で「選択議定書に基づく犯罪の被害者であって刑事手続で証人となる者が、刑事手続及び司法手続全体を通じて十分な支援及び援助を受けていないことを懸念」している¹¹⁶。

そして、「証人となる被害者の子どもに支援及び援助を提供するための手続を緊急に見直すとともに、この目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を使用することを検討すること」を勧告した¹¹⁷。さらに、「刑事訴訟法改正を含め…18歳未満のすべての子どもを対象として、被害を受けた子どもの権利及び利益を保護するための措置を強化すること」も勧告した。さらに、裁判官等の職務上の関係者が刑事及び司法手続のあらゆる段階において、「子どもにやさしい」やりとりに関する研修の受講確保を勧告した¹¹⁸。

人権条約機関が指摘する第二の問題は、児童ポルノの需要規制に関するものである。これについては、「第2回人権理事会普遍的審査」の各国との対話において、いくつかの言及がある。ブラジルからは「児童ポルノの所持を犯罪化することを目的として法律の見直し」の検討を求められた¹¹⁹。イタリアからは「児童ポルノの所持の犯罪化の欠如等、未だ懸念が引き起こされている状況に対処すること」を勧告された¹²⁰。

また、「第3回子どもの権利委員会日本政府報告審査」では、子どもの権利委員会は、児童ポルノの所持に関して時間を割いて議論している。そして、その「総括所見」で「締約国が、選択議定書第2条及び第3条に完全に適合させるように刑法を改正するとともに、刑法が実際に執行されること、及び不処罰を防止するために、加害者を訴追することを確保するよう」勧告した¹²¹。

第3章 子どもの権利条約から見た問題点-被害者である子どもへの配慮

第1節 日本の現行制度における被害者である子どもへの配慮

第1項 現行児童ポルノ禁止法における規定

捜査及び公判において、職務上の関係者は、子どもの「人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意」することを求められ、国及び地方公共団体は、職務上の関係者に「訓練及び啓発」を行う（現行児童ポルノ禁止法第12条）¹²²。被害を受けた子どもに聴取等を行う際には、特別な配慮が必要だからである。さらに、「氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等」によって被害者である子どもが「当該事件に係る者であることを推知することができるような」報道を禁止している（第13条）。被害者である子どもの情報が公表されれば、その子どもに精神的悪影響を及ぼすこととなるからである。ただし、第13条に違反しても罰則はない。

また、同法第3章は、心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置を規定している。関

係行政機関は、連携を図りつつ、被害を受けた子どもが心身ともに健全に発達できるよう、その個別的状況に応じた必要な保護のための措置を適切に講じる（第15条第1項）。そして、国及び地方公共団体は、被害を受けた子どもについて、「専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等」の必要な体制を整備する（第16条第1項）。そして、それらの施策の実施状況等について、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行う（同条第2項）。

第2項 実際の対応

被害を受けた子どもに対する捜査や裁判等の場面での配慮の具体的な措置は、以下の各機関でとられている。まず、警察では、国家公安委員会規則である「犯罪捜査規範」で、捜査を行う際の被害者等への配慮を定めている¹²³。それとともに、「少年警察活動規則」に、児童ポルノのような子どもの福祉を害する犯罪等の被害にあった子どもへの配慮を定めている。すなわち、被害者である子どもに対し、特段の配慮をするための必要な措置をとることを規定している¹²⁴。これらの規定を踏まえ、警察は、被害者である子どもからの事情聴取にあたって、子どもの特性、犯罪の特性に配慮し、適任担当者の選定や事情聴取の方法、回数、時間、場所の選定等に注意を払っている¹²⁵。また、警察は、学校の授業時間や被害者である子どもの予定を考慮して聴取日時を決定する。それ以外にも、被害者である子どもの意向を踏まえて担当者に女性を充てたり、その子どもの自宅や少年サポートセンター等の警察施設であることが分からない建物で聴取を実施したりと配慮している¹²⁶。さらに、必要に応じて、事情聴取に先立ちまたは事情聴取に並行して、少年補導職員等によるカウ

ンセリングを行っている。

次に、裁判所は、児童ポルノの被害を受けた子どものプライバシーや生活の平穩、安全を守るため、その氏名や住所等被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる（刑事訴訟法第290条の2）。また、検察官は、証拠開示等の際、被告人その他の者に被害者特定事項を知られないようにすることを弁護人に求めることができる（第299条の2）。

また、証人の負担を軽減するためにいくつかの措置がとられている。被害者である子どもが法廷で証人として証言する場合、不安や緊張を感じたり、精神的な被害がさらに悪化したりすることも考えられるからである。具体的には、裁判所の判断で、被害者である子どもの保護者やカウンセラーが証人尋問の際にその子どもに付き添うことができる（刑事訴訟法第157条の2）。また、証人と被告人や傍聴人との間の遮へい措置をとることができる（第157条の3）。さらに、ビデオリンクシステムによって、公判廷から裁判所内の別室にいる被害者である子どもに対して証人尋問をする措置（第157条の4）等の方法をとることができる。一方で被害者参加手続として、被害者である子ども、その法定代理人の公判への参加や意見陳述を認める制度もまた、用意されている¹²⁷。

第2節 子どもの最善の利益の第一次的考慮

第1項 被害を受けた子どもへの配慮の必要性

(1) 捜査段階での聴取

児童ポルノに関する犯罪は、警察が捜査を行う。捜査の端緒は様々である。被害者である子ども本人の告白や、通報¹²⁸、サイバーパトロール¹²⁹、相談の受け付け、防犯活動、街頭補導、事件の捜査等により児童ポルノを発見した場合、当該事案に関する捜査を行う¹³⁰。いずれの場合にも被害者である子どもから話を聞く必要がある。その子どもの証言が実際に捜査の手がかりになるうえ、証拠として用いられる当該証言は重要な役割を担うことになるからである¹³¹。ゆえに、正確な情報を得る必要がある。しかし、被害を受けた子どもにと

って、聴取は負担となることもある¹³²。その子どもにとって性的搾取・虐待は非常に辛い体験であり、それを思い出して言語化することは容易な作業ではないからである¹³³。そこで、捜査においてその子どもに聴取を行う場合、正確な情報を得る一方で、その子どもに精神的負担をかけないことが求められる。

(2) 裁判での証言

被害者である子どもは、警察や検察庁で説明した事件の状況を法廷で再度証言しなければならない。しかし、被害者である子どもにとって、繰り返し証言を要求されることは、捜査時の聴取と同様、精神的負担となる。さらに、聴取の場合と異なり、法廷には加害者である被告人がいる。被害者である子どもが被告人と対面することになれば、その精神的負担は一層増すことになる。その一方で、裁判においても被害者の子どもの証言の信用性が求められる。証言内容が変わったり曖昧になったりすると、その証言は信用されない¹³⁴。精神的な負担がかかることによって証言が曖昧になる等の状況を避けるためにも、裁判の場でも被害を受けた子どもへの配慮が必要となる。

第2項 子どもの最善の利益の第一次的考慮

子どもの権利条約の実施という観点からは、前述の捜査段階、そして法廷段階、いずれにおいても統合されかつ一貫した、被害を受けた子どもに対する配慮が必要である。例えば、捜査段階の聴取において被害を受けた子どもに配慮した措置をとっていても、法廷での証言の際にその子どもへの配慮がなされていなければ、その意味を失うことがある。つまり、法廷での証言の際にも、結局その子どもには精神的負担がかかるし、繰り返しの質問によって被害を受けた子どもの記憶が変容する可能性もある。

被害を受けた子どもの最善の利益を第一次的に考慮した場合、聴取・証言という一連の子どもに直接影響を与える司法上の手続における、統合されかつ一貫した子どもへの配慮が必要である。その配慮とは、子どもが何度も聴取されず、証言さ

せられないこと、聴取の方法が子どもにとって負担にならないあるいは負担を軽減させるものであること、法廷では加害者と対面せずにすむようにすること等である。

第3節 被害者である子どもへの配慮に関する具体的な措置

第1項 司法面接の導入の促進

それでは、実際の聴取の手法はどのようなものが望ましいか。前述のような、聴取の際、被害者である子どもに精神的な負担がかかる現状の問題に対し、いかなる措置をとれば子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるといえるだろうか。

被害者である子どもへの聴取の手法に、「司法面接 (forensic interview)」という手法がある¹³⁵。司法面接とは、司法場面でも証拠として使用できるような、事実に関する正確性の高い情報の聴取を目指した面接法である。具体的には、被害の発見からなるべく早い時期に、原則として1回、子どもの自由報告を主とした聞き取りを行い、録画・録音するものである¹³⁶。これは「捜査面接 (investigative interview)」とも呼ばれ、日本では、被害確認面接あるいは事実確認面接と呼ばれることもある。この手法は、欧米で開発され近年世界各国で用いられているものであり、事実確認とカウンセリングを明確に区別する手法である¹³⁷。カウンセリングは、共感的・受容的な対応により子どもの精神的ダメージを軽減し¹³⁸、被害を受けた子どもの精神的なケアを行うものである。ゆえに、子どもから正確性の高い情報を聴取するための事実確認とは異なる。事実確認においても、面接官は、被害者である子どもに寄り添って話を聞く必要がある。しかし、その子どもの証言すべてを承認するような受け答えの場合、その子どもの記憶が誤って形成され得る¹³⁹。その場合、子どもから事実情報を的確に受け取ることができない。ゆえに、聴取の際、面接官には「温かいがたんたんとした、中立的な振る舞い¹⁴⁰」が求められる。

また、子どもに対する聴取では、誘導や暗示の

ない面接を行う必要がある。オープンな質問形式（「話してください」、「そして」、「それから」等）は、子どもが自発的に記憶を検索し報告することを促す。そのため、より正確な情報を得ることができる¹⁴¹。これに対し、クローズド質問（「〇〇に、～されたか」等）は、尋ねたことへの「はい」か「いいえ」の答えしか引き出せない。その上、このような質問形式に含まれる情報が、子どもの記憶を変えてしまう恐れがある¹⁴²。すなわち、具体的な質問すること（「～を触られたか」等）で、被害を受けた子どもが面接官の言葉を自分の体験かのように受け止めてしまう（「自分は～を触られた」と思ってしまう等）ことがある。

この手法には次のメリットがある。すなわち、正確な情報を得るとともに被害者である子どもの精神的負担を軽減することができる。なぜなら、録音・録画を行うことで、その子どもへの聴取を最低限の回数（原則1回）に抑えることができるからである。さらに、被害の発見からなるべく早い時期に原則として1回の面接にすることは、被害を受けた子どもの記憶の変容を防ぐことになる。

以上のような司法面接に関する研究は、2000年代以降日本でも進められてきた。特に2008年から、「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトが進められ¹⁴³、現在は「子どもへの司法面接法の改善その評価」プロジェクトに引き継がれている。こうした活動の中で、児童相談所職員、警察官、検察官、弁護士、家庭裁判所調査官等への司法面接の実施に関する調査、研究及び関係者への研修が行われてきた。現在では、児童相談所の80%が司法面接を行うようになっている¹⁴⁴。警察や検察、家庭裁判所でも司法面接の手法を活かす試みがなされている¹⁴⁵。

そして、2011年、警察庁は「被害児童への客観的聴取」というマニュアルを作成した。当該マニュアル作成のため、部外有識者等を構成員とする「被害児童からの客観的聴取技法に関する研究会」を設置した。この研究会では「児童ポルノ事犯や性的虐待事件等における被害児童の負担軽減に配慮しつつ暗示や誘導等を排除した事情聴取方

法について検討」された¹⁴⁶。その聴取方法には録音・録画は含まれないが、司法面接と同様の構造をもち、オープン質問を重視した聴取法となっている。

しかし、実際の捜査時の聴取における司法面接の活用は部分的である。積極的に使用している取調官もいるが、組織的に使用されているわけではない。聴取の際の被害を受けた子どもへの配慮という考えは広まってはいるが、依然として以下の問題が残る。

1つめは、取調官が、必ずしも子どもへの聴取に関するトレーニングを十分受けていないことである。これは、組織的な司法面接の導入を行っていないところから来る問題である。2つめは、被害者である子どもへの聴取が繰り返し行われることである。聴取において取調官は、被害状況の再現を求め、聴取は何度も繰り返し行われる。警察のみでなく検察の捜査でも、聴取が繰り返される。しかし、この手法は、子どもの記憶を変容させる可能性があるうえに、被害を受けた子どもへの精神的負担が大きい。にもかかわらず、当該状況は改善されていない。3つめは、被害者である子どもへの聴取の際、録音・録画がなされていないことである。子どもの話を聞く際に録音・録画することは、記憶の変容を防ぎ、その子どもの精神的負担も軽減しうる。にもかかわらず、導入の動きはない。4つめは、多くの調書が取調官の作文によって作成されることである。例えば、取調官が「触られたの?」と聞いて、子どもが「うん」と答えた場合、調書では「私は触られました」となることがある。これでは実際の子どもの言葉が反映されにくい。

こうした問題点を考慮すれば、多くの場合において、被害を受けた子どもへの司法手続における配慮は、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるとはいえない。ゆえに、被害者である子どもへの司法手続における配慮としては、司法面接をより一層活用すべきである。司法面接は、一度の面接で最大限の情報を収集し、被害者である子どもへの聴取を最小限にすることを目的

としている。被害を受けた子どもに対しては、司法、福祉、心理臨床等の専門家がモニター室に集い、一度で面接を行うことが望ましい。今のところ、日本では多職種連携は行われていないが、被害を受けた子どものケアを目的とした横の連携が今後の課題である。以上から、実際には、オープンな質問形式で子どもの話を聞き、録音・録画を行うこと、関係する専門家が連携することが必要であろう。

第2項 録音・録画の活用の可能性

司法面接導入と関連するが、司法面接の録音・録画を活用することは、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置を行うのに重要である。つまり、第1回公判期日前の証人尋問を録音・録画し、録音・録画媒体をもって公判の主尋問に代える、という制度を導入するべきである。この趣旨は、被害者である子どもの心身の負担を軽減することにある。

例えば、カナダでは合理的な回数内で被害者である子どもの証言をビデオテープ録画することができる。法廷での証言を繰り返し行わせることを避けるため、録画した証言を法廷で引用することができる。ただし、その子どもは録画された証言を認容しなければならず、かつ、その証言について当該子どもは反対尋問を受ける場合がある¹⁴⁷。

また、ドイツでは被害者である子どもが何度も聴取されることによって精神的被害を受けるのを防ぐため、刑事裁判においてその子どもの証言を録音・録画することがある。ある一定の条件下では、公判において当該子どもを聴取する代わりに録音・録画された音声・画像が再生されることもある¹⁴⁸。

一方、日本では法廷における録音・録画の活用は制度化されておらず、そもそも、捜査の段階での被害者である子どもの聴取を録音・録画していない場合が圧倒的である。法廷における録音・録画の導入に対しては、被告の反対尋問の権利を侵害するので認められないという立場からの反対がある。反対尋問は主尋問のあとに即座に行うのが

効果的であるというのが、その理由である。主尋問に録音・録画を用いると、その供述は捜査段階のものとなり、その中には証人の記憶が薄れている部分もありうる。ゆえに、そのような供述に対して反対尋問を行うことは、十分な効果があげられない可能性があるという意見である¹⁴⁹。しかし、前述のカナダやドイツのように、被告人の反対尋問権を保障しながら、被害者である子どもの負担を軽減する工夫は可能なのではないだろうか。

第3項 被害を受けた子どもへの法廷での配慮とその限界

前述のように、司法面接を取り入れる等の工夫をしても、被害者である子どもの法廷において証言は避けられない。被害の状況等を証明するためには、被害者である子どもが法廷で証言する必要がある。警察や検察庁で作成した供述調書は、被告人の同意がなければ、通常証拠として裁判所に提出することができないため¹⁵⁰である。また、「裁判官や裁判員に被害者の方の生の声を聞いてもらい、被害の様子をよく理解してもらった方がよい場合もある」という理由もある¹⁵¹。

被害を受けた子どもに一定の負担がかかることが避けられない以上、子どものケアに関係する機関と連携した回復支援が重要となる。けれども、現在の制度は「統括して被害児童の保護のためにしっかりと適切なコーディネートをするようなところがあまりない¹⁵²」と指摘されている。すなわち、縦割り行政の弊害から関係機関の十分な連携が取れていないことがある。子どもに繰り返し同じ質問をして精神的負担を与えたり、その子どもの特性に合った対応がなされなかったりという問題が生じる。ゆえに、関係機関が連携を取り合い、子どもの最善の利益を考慮した支援を行う必要がある。

この点につき、現行児童ポルノ禁止法第15条では、関係行政機関に「厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関」を挙げることで、責任の所在を明らかにした。今後は、同条

に挙げられた関係機関の連携を推進していくべきである。

第4節 被害者である子どもへの配慮に関する検証

第1項 専門家による施策検証の必要性

児童ポルノの被害者である子どもへの配慮が、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるためには、その既存施策の実施状況を検証する必要がある。子どもの権利委員会は、一般的意見5において、実施の監視として子どもへの影響の事前評価と事後評価が必要であると述べた¹⁵³。つまり、子どもに関するすべての措置においては、子どもへの影響の事前評価と子どもへの影響の事後評価という継続的プロセスが要求される¹⁵⁴。なぜなら、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されること（子どもの権利条約第3条第1項）、及びあらゆる行政レベルにおける立法及び政策立案並びにサービスの提供において、子どもの権利条約の全規定が尊重されることを確保するために必要だからである。

児童ポルノの被害を受けた子どもへの配慮を含む保護施策が、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるかを検証することは、子どもへの配慮に関する制度の改善につながる。そのためにも、専門家によって、児童ポルノの被害を受けた子どもへの配慮を含む保護施策が検証される必要がある。

第2項 児童ポルノ禁止法第16条の2の新設

2014年の法改正以前、日本においては、前述のような施策の検証に関する規定は存在しなかった。しかし、現行児童ポルノ禁止法第16条の2に、「心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等」という規定が新設された。これは、「被害児童に対する保護に関する施策の充実には、これは専門的な知識経験を有する者による継続的な検討及び検証が不可欠である¹⁵⁵」という認識に基づく。これにより、被害を受けた子どものケアに関して適切な措置を講じているか否かの

検証・評価を行う機関として、社会保障審議会と犯罪被害者等施策推進会議が指定された¹⁵⁶。前者は児童福祉法を所管する厚生労働省の設置機関であるため、後者は犯罪被害者保護の観点からの施策の検証・評価の必要性から指定された¹⁵⁷。この検証はまだ行われていないが、同審議会の意見を踏まえ、厚生労働省等において、被害を受けた子どもの保護に関する施策の充実が図られることが期待される。

第4章 子どもの権利条約から見た問題点-児童ポルノの所持と取得

第1節 現行児童ポルノ禁止法における需要規制の規定

第1項 児童ポルノの禁止（現行児童ポルノ禁止法第3条の2）

現行児童ポルノ禁止法第3条の2は、児童ポルノの禁止を理念として宣言する。本条にある「みだりに児童ポルノを所持し…てはならない」とは、同法第2条第3項各号に定める児童ポルノをみだりに持っていないということである。本やDVDのほか、ダウンロードした動画や画像の自己のパソコンへの保存も、そのパソコンを所有しているという意味で本条の禁止に該当する。そして、児童ポルノを「記録した電磁的記録を保管」してはならないとは、児童ポルノの動画や画像を自分のパソコンには保存しなくとも、レンタルサーバー等に保管をする場合を禁止するものである¹⁵⁸。また、「みだりに」という表現の意味は、一般的には社会通念上正当な理由があるとは認められない場合をいい、正当な理由がなくという表現とおおむね同義のものである¹⁵⁹。

この規定は、被害者である子どもの権利の保護、被害からの回復のためには、所持の禁止が重要であるという考えから挿入された¹⁶⁰。この規定は注意規定であり、罰則規定ではない。しかし、目的を問わず、みだりに児童ポルノを所持、保管する行為が児童ポルノ禁止法の理念に反する行為であると規定したことは、児童ポルノを許す社会

ではないことを示す点で評価できる。児童ポルノは性的搾取・虐待の記録であり、子どもの権利を著しく侵害することから、当該行為が許されるものではないことを周知啓発することは重要である。

第2項 児童ポルノ単純所持の処罰化（現行児童ポルノ禁止法第7条第1項）

現行児童ポルノ禁止法第7条第1項は、「自己の性的好奇心を満たす目的」での児童ポルノの所持を処罰化した¹⁶¹。第2章で見たように、単純所持に関する議論は児童ポルノ禁止法成立当時からあった¹⁶²。そして、児童ポルノ撲滅のためには、所持についても何らかの対策が必要であるとする考えが2004年改正時の議論でも共有されたため¹⁶³、2008年以降も検討されていた。日本のこれまでの児童ポルノ対策は、供給側の規制を中心としたものであったが、現行児童ポルノ禁止法で初めて規制した。このような、供給側にも規制を加え、児童ポルノ撲滅に一層積極的に取り組もうという姿勢は評価できる。しかし、2014年の法改正で本条が盛り込まれたものの、日本における児童ポルノ単純所持の処罰化には反対意見が強かった。そして、法改正後も本条への批判がある。そこで、次節及び本章第3節では、児童ポルノ単純所持規制の根拠及び指摘される問題点を検討する。

第2節 子どもの最善の利益の第一次的考慮

第1項 児童ポルノの需要規制と子どもの最善の利益

児童ポルノの単純所持について、子どもの権利条約及び選択議定書には単純所持の処罰を義務づける条項はないため、規制は必要ないとする意見もある¹⁶⁴。確かに本条約及び本議定書には、児童ポルノの単純所持を処罰する立法措置を義務づける規定はない。しかし、子どもの権利条約の趣旨・目的・権利の主体としての子どもの心身ともに健全な発達の保障・の実現のためには、締約国が、子どもの最善の利益を考慮した措置をとることが不可欠である。

同条約第34条は子どもを性的虐待・搾取から保

護することを目的としている。したがって、締約国は、児童ポルノ対策において、子どもを性的虐待・搾取から保護するためのすべての適当な措置をとる必要がある。ここにいう措置とは、被害を受けた子どもの心身のケアを含む保護及び子ども一般の心身の健全な発達の確保のために、現時点で必要な措置及び予防的措置である。以上から、子どもの権利条約及び選択議定書上、児童ポルノの単純所持の処罰化義務がなくとも、児童ポルノの単純所持規制が、子どもの権利条約の締約国がとるべき措置にあたるかを検討し、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置とは何かを判断することが必要である。

第2項 児童ポルノの需要規制の必要性 - 子ども一般の権利の保護

まず、そもそも子ども一般の最善の利益を第一次的に考慮すれば、児童ポルノの単純所持は規制されるべきである。その理由は以下の通りである。

第一に、児童ポルノの存在それ自体が、許容されないものだからである。児童ポルノは性的虐待・搾取の記録であるため、これを規制しないことは、性的搾取・虐待を公的に黙認していることになる¹⁶⁵。

第二に、子どもを性的搾取・虐待の対象とすることを黙認する社会であるとする、子どもが児童ポルノの被写体とされ、性的搾取・虐待の被害にあう可能性が存在し続けるからである。特に、現在では、デジタルカメラやパソコン、スマートフォン等の電子機器が普及し、児童ポルノを製造することが容易になっている。現在の児童ポルノは、従来問題とされてきた商業的な目的の性的搾取（児童ポルノの製造・提供）だけでなく、性的嗜好を動機とした「ホームメイド」の児童ポルノ製造・提供が問題となっているといえる¹⁶⁶。さらに、インターネットを利用することで、誰しも児童ポルノを容易に取得・保管することができる¹⁶⁷。

以上から、子どもの権利を著しく侵害する児童ポルノは、その存在自体許容されるべきではない。子どもの権利委員会も、第1回選択議定書政府

報告審査に関する総括所見で、「児童ポルノの所持が必然的に児童の性的搾取の結果である¹⁶⁸」ことを指摘している。このことから、子ども一般の利益の第一次的考慮の観点から、児童ポルノの単純所持は認められるべきではなく、規制すべきであるといえる。

第3項 児童ポルノの需要規制の必要性 - 被害を受けた子どもの権利の保護

次に、児童ポルノの被写体となることにより児童ポルノの製造段階で被害を受けた子どもの最善の利益という観点からも、児童ポルノの需要規制は不可欠である。その理由は以下の通りである。

第一に、被害を受けた子どもの権利が、自らの児童ポルノを誰かに所持されていることによって、侵害され続けるからである¹⁶⁹。すなわち、被写体となった子どもは、当該児童ポルノが半永久的に存在し誰かの目に触れ続ける状況にあるという事実により、その後も精神的および社会的に健全に発達する権利¹⁷⁰を侵害され続ける¹⁷¹。例えば、外に出ることができない、対人関係をうまく形成できない等の具体的な被害が生じることがある。

第二に、現在の児童ポルノには、児童ポルノの所持が容易に供給に繋がるという特徴があるからである。「児童ポルノ画像のインターネット上での氾濫を阻止するために最も直接的なのは、その供給源及び供給行為を断つことである¹⁷²」という意見があるが、それだけでは被害者である子どものケア・保護のための措置として不十分である。なぜなら、現在では、児童ポルノの供給側と需要側が近接し、あるいは重なっているからである。児童ポルノはインターネットを通じて容易に拡散する。インターネットを利用して、世界中の個人あるいは愛好家グループが児童ポルノを共有している。ひとたびインターネット上に流出すれば、児童ポルノは世界中に拡散し、事実上回収は不可能である¹⁷³。そして、児童ポルノの所持を許容すれば、拡散に繋がる可能性が高くなる。以上から、被害を受けた子どもの最善の利益を第一次的

に考慮すると、現状においては、もはや児童ポルノについては供給側を規制するのみではなく需要側である単純所持をも規制する必要がある。

第3節 児童ポルノの単純所持規制導入に関する懸念

第1項 処罰範囲の不明確性

刑事実務上の懸念として、児童ポルノの単純所持規制における処罰範囲の不明確性が問題とされている¹⁷⁴。この点について、現行児童ポルノ禁止法第7条第1項の「自己の性的好奇心を満たす目的」という要件の付加は、一見の処罰範囲を限定したように見えても、刑事実務上は、曖昧な目的要件の存在により処罰範囲をかえって不明確にしたのではないか、現場に混乱を招くことになるのではないか¹⁷⁵という懸念がある。すなわち、「自己の性的好奇心を満たす目的」という文言には禁止される行為を限定する機能はないと言う指摘がなされている¹⁷⁶。

しかし、どういった事例が本条にあたるかを具体的な事例に応じて個別具体的に判断することで、この懸念を払拭できるだろう。立法者は、この文言によって処罰範囲を合理的に限定し、「所持の対象を明確化」したと説明している¹⁷⁷。なぜなら、所持の目的が「自己の性的好奇心を満たす目的」であるかの判断は、恣意的ではなく、一定の客観的基準に基づき行われるからである。具体的には、所持に至る経緯、所持の態様あるいは分量、そして所持している対象の内容等の客観的事情から、立証されることになっている¹⁷⁸。また、「自己の性的好奇心を満たす目的」にあたらない事例とは何かについては、国会の審議でも議論されている。例えば、嫌がらせ等によりメールで送りつけられた場合、ネットサーフィン中に意図しないアクセスで自己のパソコンに入ってしまう場合等、自らの意思によらず保管してしまう場合がこれにあたる。他に、ウイルス感染したパソコンが勝手にダウンロードした場合や掲示板やサーバー管理者の作成したサイトに他者が勝手に投稿する場合は考えられる¹⁷⁹。研究目的の大学の研究

者、あるいは取材の必要性を有する報道記者による必要な範囲での所持も、同様である。これらの行為をも処罰することは合理的ではない。そこで、「自己の性的好奇心を満たす目的」という要件に照らし、第7条第1項にあたらないと判断する。

このように、児童ポルノの単純所持に関しては、各事案を個別具体的に判断することで、処罰範囲の明確化に対処できる。今後の運用においては、ガイドラインを作成し、それに則って運用していく等の手段を講じることで、この問題には対処できると考える。

第2項 捜査権の濫用

また、処罰範囲が不明確なことで、恣意的捜査の拡大や¹⁸⁰、捜査権の濫用が起きること¹⁸¹が懸念されている。これは、児童ポルノの「自己の性的好奇心を満たす目的」での所持は、警察がより大きな事件の「入口事件」として利用される恐れがある、という懸念である。すなわち、「単純所持罪という比較的軽微な犯罪下での身体拘束を利用して、別件の『自白』を得るための取調べが行われる危険性もおお大きいといわざるを得ない」という指摘である¹⁸²。

しかし、この問題は児童ポルノの単純所持規制に限ったことではない。すべての捜査において、起こりうる問題である。警察の捜査に関しては、取調べの可視化等の対策により、入口捜査として利用されることの無いよう、透明性の高い捜査や取調べを進めていけばよい。捜査権の濫用の危険性と児童ポルノの単純所持規制への批判は別の問題であろう。

第3項 憲法上の権利との関係

憲法学の議論においては、児童ポルノの単純所持規制は、私的空間における個人の自由を侵害する措置にあたる恐れがあり¹⁸³、児童ポルノの単純所持規制を行うことの正当性について疑問が呈されている¹⁸⁴。特に、児童ポルノの単純所持規制は表現の自由等の憲法上の個人の権利の侵害に当たるとはならないか、という指摘がある¹⁸⁵。

しかし、児童ポルノの単純所持の保護法益と、表現の自由を慎重に比較衡量すれば、児童ポルノの単純所持に対する一定の合理的な制限は許されるだろう。児童ポルノ対策においては、子どもの最善の利益を第一次的に考慮し、いかなる措置をとるかを判断すべきであって、子どもの性的虐待・搾取の上に成り立つ表現の自由は認められるべきではないからである。児童ポルノの被害者である子どもの保護及び子ども一般の心身ともに健全な発達の保障は、個人が児童ポルノの所持することに関連する表現の自由に優先する。確かに、子ども一般の保護のみを児童ポルノの単純所持規制の根拠とすることは、その因果関係の不明確さから困難である。しかし、児童ポルノの存在自体及び拡散可能性から生じ得る具体的な子どもの被害とその被害の甚大さから、単純所持の規制を正当化し得るだろう。

以上を踏まえれば、児童ポルノの単純所持規制は子どもの最善の利益の第一次的考慮の観点から必要不可欠な措置であろう。とはいえ、指摘された問題点については注意を払うべきである。今後の運用は慎重になされるべきであるし、逐次見直される必要がある。すなわち、児童ポルノの単純所持規制については、常に子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるか否かが検証され、適切な議論を踏まえて実務が行われなくてはならない。

第4節 児童ポルノの取得に関する議論

現行児童ポルノ禁止法では、単純所持に類似する「取得」に関する犯罪処罰規定は盛り込まれなかった。しかし、児童ポルノの提供と対になる行為としての取得は、「実質的には『提供』の共犯的な性格を有する¹⁸⁶」ので、児童ポルノの取得は処罰化し得るはずである。そして、児童ポルノの需要を規制することが子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるとする、需要側の行為の1つである取得も処罰化されるべきではないだろうか。

児童ポルノの「取得罪」に関しては、2009年、

民主党改正案をもとに国会で議論されている¹⁸⁷。民主党は、児童ポルノの拡散を防止しなくてはならないという認識はあるが、状態である「所持」を処罰することは難しいため、行為である「取得」を処罰化しようという考えであった¹⁸⁸。すなわち、単純所持はその所持が処罰対象として合理的であるかを客観的に判断できないが、反復あるいは有償の取得であれば、客観的にその児童ポルノの利用の意思を類推できると考えていた¹⁸⁹。そこで、民主党改正案の取得罪に関する規定では、反復または有償を要件とし、それを取得者が積極的に入手しようとする意思を持って取得していることを客観的に判断する基準としようとした¹⁹⁰。そして、そうした反復あるいは有償の取得は「特に悪質で、かつ供給を喚起するような行為」であり、これについては「処罰対象とする必要性がある」と主張した¹⁹¹。

しかし、結局、現行児童ポルノ禁止法には取得に関する処罰規定は置かれなかった。取得罪に関する規定は、自民党提出案にあった単純所持を禁止の対案として置かれた規定であったため、その後自民党案を骨格として改正法案が作られた際、取得は議論から除かれてしまったと推察する。所持とは、取得したものを持っているという状態であるから、所持を処罰化することで足りると考えられたのではないだろう。

しかし、児童ポルノの需要を規制するとすれば、単純所持と併せて、取得も処罰対象とすべきであろう。なぜなら、単純所持を処罰化するのみでは、単純所持で処罰される者と同じような行為をしていても、処罰されない場合が出てくると考えられるからである。例えば、インターネットを通じて児童ポルノを取得し、すぐさま消去する場合は、現行児童ポルノ禁止法の「所持」には当たらない。しかし、これを繰り返す場合は、単純所持と同様に、子どもの権利を侵害している。そこで、児童ポルノの所持についても規制すべきであると考ええる。

ただし、民主党改正案のように、反復または有償を要件とすると、「特に悪質で、かつ供給を喚

起するような行為」であるにも関わらず、取得にあたらない場合も考えられる。例えば、取得者が1度だけのダウンロードで大量の児童ポルノを無償で取得した場合には、取得罪の範囲から外れることになる。そこで、処罰化すべき取得とは、有償・無償を問わない、故意の自己または他人のための取得を指す。

では、取得のみを規定し、単純所持を処罰化しない場合、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置といえるか。取得した際には誤ってあるいは気づかずに取得していたが、後に児童ポルノを「自己の性的好奇心を満たす目的」で所持していたとすれば¹⁹²、取得を規制するだけでは、当該行為を規制できない。すなわち、取得のみの規制の場合も、需要側を規制する効果を減少させてしまうだろう。

以上から、子どもが心身ともに健全に発達するためには、児童ポルノの取得も法的に規制することが、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置であるといえる。そして、この需要規制は、取得と所持両方の規定があることで取りこぼしの少ない規制となろう。

おわりに

本稿では、子どもの権利条約の実施という観点から日本の児童ポルノ対策の問題点を明らかにすることを目的として、児童ポルノ対策において日本が子どもの最善の利益を第一次的に考慮しているかについて、以下のように検討を進めてきた。

第1章では、第2章以降の議論の前提として、児童ポルノの国際的規律を整理した。その整理に基づき、条約の締約国である日本の義務を明らかにした。

第2章では、これまでの日本の児童ポルノ対策を歴史的に検討した。日本の児童ポルノ対策が、国際的動向の影響を強く受けてきたこと、児童ポルノの供給規制を中心に進められてきたことについて、明らかにした。1999年の児童ポルノ禁止法制定は、その一例である。児童ポルノ禁止法立法時

から議論となっていた問題が、需要側への法的規制であった。一方で、十分に議論されてこなかった問題が、被害を受けた子どもへの配慮である。第2章の検討を通じて、この2つの児童ポルノ対策に関する問題を本稿の考察対象として抽出した。

第3章では、司法手続の段階における被害者である子どもへの配慮における問題点を検討した。とりわけ以下の3つの点をめぐり、改善の余地があることを明らかにした。その1つめは、捜査段階での聴取での配慮である。被害者である子どもの複数回の事実確認を避けるため、司法面接を導入すべきである。現在日本では、司法面接の研究は進んでいるが、その現場への導入はいまだ一般的でない。そこで、被害者である子どもに対しては、必ずガイドラインに沿った聴取を行うべきである。その際、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害者である子どもから得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について警察への普及を図る必要がある。

改善の余地があると思われる2つめの問題は、裁判での証言に関する配慮である。裁判では、遮へい措置等で被害者である子どもの精神的負担を減らす配慮がなされている。しかし、証言自体は求められることから、被害者である子どもの精神的負担がなくなることはない。そこで、被害を受けた子どものケアのために、児童相談所等の関係機関との連携が必要である。

最後の問題は、被害を受けた子どもの保護施策についてであり、施策検証制度を活用することの必要性である。被害を受けた子どもの保護に関する施策を検証する制度が創設されたことは、その子どもへの配慮を一層実効的なものにするのに役立つ。しかし、この制度は2014年の法改正で導入されたばかりであり、今後の運用にゆだねられている部分も大きい。

第4章では、児童ポルノの需要規制に関する問題を扱った。児童ポルノの需要の規制の必要性を、子ども一般及び被害を受けた子どもの最善の利益の第一次的考慮の観点から検討した。需要規制に関する現行児童ポルノ禁止法の規定に注目し、明

らかになったのは以下の通りである。

現行児童ポルノ禁止法で需要規制（所持の禁止規定及び単純所持規制規定）を導入したことは、子どもの権利条約の実施の観点から評価できる。なぜなら、需要規制を導入することは、条約で追求されるべき子どもの心身ともに健全な発達の保障のために必要な措置だからである。児童ポルノはその存在自体許されるべきでなく、またその所持を認めることは、既に被害を受けた子どもの被害をさらに拡大させる。本章で言及した現状に鑑みれば、児童ポルノの供給規制のみでは、子どもを保護し心身の健全な発達を保障するのに不十分であり、児童ポルノの需要側を規制する必要がある。ゆえに、児童ポルノの単純所持を規制することは、適当な措置といえる。ただし、個人の行為である単純所持を規制することについては処罰範囲の不明確性、捜査権の濫用、表現の自由の侵害等が懸念されている。これらの点については今後の運用に際し、慎重に注意を払うべきであるし、その運用は逐次見直される必要がある。

加えて、児童ポルノの単純所持と取得を比較した。単純所持ではカバーできない行為については、取得として規制すべきである。このように考えると、現行児童ポルノ禁止法では単純所持のみが規制されているので、この点については改善すべきである。

以上のように、日本における児童ポルノ対策は、歴史的にみて子どもの権利を保護する制度へと発展してきたが、子どもの権利条約の実施という観点からみると、まだ改善すべき点がある。児童ポルノ対策は、子どもの最善の利益を第一次的に考慮した措置として適切か否かということを常に意識しながら、今後進められていくべきであろう。

最後に、本稿では、児童ポルノに関して取り残した幾つかの問題がある。被害を受けた子どもの回復、インターネットを通じた「閲覧」及び「セクスティング¹⁹³」に対する規制等である。これらの問題は、子どもの権利条約の実施という観点からは不可欠な事項であったが、本稿では紙幅の都

合から省略した。今後の検討課題としたい。

¹ 本稿における「子ども」とは、子どもの権利条約第1条の「18歳未満のすべての者」を言う。本稿では、「子ども」という用語を、この条約の日本政府訳や、児童ポルノに関する国会における議論及び児童ポルノに関する論文で用いられている「児童」と同じ意味で使用する。児童という表現は、保護の対象という子ども観に立脚しており、権利行使の主体という子ども観が伝わりにくい。また、国内法では法律によって年齢区分に違いがある。（例えば、児童福祉法第4条における「児童」は「18歳未満の者」だが、労働基準法第56条における「児童」とは「15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者」を指す。）ゆえに本稿においては、子どもという用語を使用する。

² G-8 Justice and Home Affairs Ministerial Meeting, *Concluding Declaration*, 2008/06/13

³ 現在は子どもの商業的な性的搾取だけでなく、性的虐待・搾取全般から子どもの権利を守るという認識がある。この認識を反映し、「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」の「商業的」という文言が第3回会議で外された。

⁴ 18歳未満の全ての人の基本的人権尊重の促進、保護を目的とした普遍的人権条約。1989年第44回国連総会において採択され、締約国数は193カ国（2014年12月現在）。日本は1990年9月21日に署名し、1994年4月22日に批准、同年5月22日に日本について効力が発生した。

⁵ 2000年に第54回国連総会において採択され、2002年に発効した。締約国数169か国（2014年12月現在）。日本は2005年に批准し、同年日本に対して効力が発生した。

⁶ UN General Assembly, *Promotion and Protection of All Human Rights, Civil, Political, Economic, Social and Cultural Rights, Including the Rights to Development*, 2009/06/13, A/HRC/12/23

⁷ 西垣真知子「子どもの性的保護と刑事規制— 児

童ポルノ単純所持規制条例の意義と課題 —」『龍谷大学大学院法学研究』15号（2013）69 - 82頁、奥村徹「児童買春・児童ポルノ禁止法の改正：単純所持罪・盗撮による製造罪を創設」『法学セミナー』59巻 10号（2014）1-3頁等。

⁸ 島岡まな「刑法一七五条及び児童ポルノ禁止法と表現の自由：フランス刑法から学ぶこと（宮澤浩一先生追悼論文集）」『法学研究』84巻9号（2011）447-479頁、大林啓吾「所持規制をめぐる憲法問題：児童ポルノの単純所持規制を素材にして」『千葉大学法学論集』28巻3号（2014）138-202頁等。

⁹ 山田敏之「先進諸国における児童ポルノ規制」『外国の立法』34巻5・6号（1996）139 - 159頁等。

¹⁰ 早川治「児童ポルノ問題の現状と今後の対策」『警察学論集』63巻7号（2010）79 - 97頁、山本和毅「わが国における児童ポルノ排除対策の推進状況について（上）」『警察学論集』66巻9号（2013）52-83頁、山本和毅「わが国における児童ポルノ排除対策の推進状況について（下）」『警察学論集』66巻10号（2013）151 - 182頁等。

¹¹ 「児童ポルノ」は被害者である子どもの性的搾取・虐待の視覚的描写という本質を適切に表現していないとの指摘がある。確かに、本稿は、児童ポルノが子どもの性的搾取・虐待の一形態であるという立場で検討を進めるため、本稿で扱う対象を示すには『Child abuse material』という表現がより適しているのかもしれない。しかし、現在では『Child pornography』が広く用いられているため、本稿では「児童ポルノ」の用語を使用する。

¹² 「児童を守るべき実母による事犯や、児童が信頼を寄せている教員、保育士等による事犯も発生しており、極めて憂慮すべき事態に至っている。」犯罪対策閣僚会議『児童ポルノ排除総合対策』http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/100727/porno_hon.pdf（2015年1月15日最終閲覧）。

¹³ 広島県警が検挙した事例。2014年3月、被疑者

- (男・43歳)は出会い系サイトで知り合った16歳の女子が、18歳に満たないことを知りながら買春をし、その行為を携帯電話のカメラで撮影した。警察庁「平成26年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」<https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h26/pdf02-1.pdf> (2015年1月10日最終閲覧)。
- ¹⁴ 神奈川、岡山県警が検挙した事例。社会人の男性らの児童ポルノ愛好者グループ(62人)は、インターネット上の動画投稿サイト等を通じ児童ポルノ画像を交換する等の交流をしていた。この中には、子どもに成りすまして、インターネット上で知り合った女子に、女子自身の裸体の写真を送らせた者もいた。警察庁『平成26年警察白書』ぎょうせい(2014)76-77頁。
- ¹⁵ 勝間靖「子どもの権利とその国際的保護 - 商業的な性的搾取との闘いにおいて -」『アジア太平洋研究』12号(2009)179-180頁。
- ¹⁶ 高田豊司「性的虐待を受けた子どもたちへの支援一児童養護施設の心理士の立場から」『世界の児童と母性』(2011)31頁。
- ¹⁷ 杉山登志郎「性的虐待の実態とケア」『子どもの虐待とネグレクト』13巻2号(2011)212頁。
- ¹⁸ 園田寿「児童ポルノ禁止法の成立と改正」園田寿=曾我部真裕『改正児童ポルノ禁止法を考える』日本評論社(2014)11頁。
- ¹⁹ 実際に、20年以上前の子どもの性的虐待事件の画像が、大量にインターネットサーバーに蔵置され、愛好家たちによって取引や交換がされていたという事例もある。佐伯摩耶「子どもの権利と児童ポルノ問題-国内の状況について-」『小児科臨床』66巻11号(2013)19頁。
- ²⁰ 警察庁『平成25年度警察白書』(2013)12-15頁。
- ²¹ 総合セキュリティ対策会議「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について」<https://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h20/pdf/pdf20.pdf> (2015年1月21日最終閲覧)。
- ²² G-8 Justice and Home Affairs Ministers, *Reinforcing the International Fight Against Child Pornography*, 2007/05/24, http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8_2007child_porno_dec-english.html (2015年1月21日最終閲覧)。
- ²³ 浅田訓永「子どもの『成長発達権』について」『ジュリスコンサルタス』21号(2012)175-188頁。
- ²⁴ この点については議論がある。間柴泰治「日米英における児童ポルノの定義規定」『立法と調査』681号(2010)1-10頁、原田伸一郎「表現規制とヴァーチャリティ:『描かれた児童虐待』をめぐる法と倫理」静岡大学情報学研究17号(2012)1-12頁、ティム F. G. ダヴィドソン「児童保護か思想犯罪か -海外におけるマンガ規制の違憲問題と世論-」『社学研論集』21号(2013)177-186頁、曾我部真裕「ジャーナリズムと『表現・報道の自由』問題を通して、報道のあり方を考える」『Journalism』281号(2013)82-89頁等。
- ²⁵ こうした表現と子どもの問題は、子どもと有害情報の関係において検討されるべきである。これについても表現の自由等との問題で議論が多い。藤本由香里「有害情報規制をめぐる問題について一都条例改正案『非実在青少年』規制を中心に(特集 ネットワーク社会における青少年保護 第35回法とコンピュータ学会研究会報告)」『法とコンピュータ』29号(2011)27-43頁、藤村朋子ほか「インターネット上の違法有害情報対策に関する最近の法制度動向(セッション2-B:有害情報対策とコンテンツ保護)」『情報処理学会研究報告コンピュータセキュリティ』20号(2009)109-114頁、小倉一志「条例によるインターネットの『有害』情報規制」『札幌法学』19巻2号(2008)35-54頁等。
- ²⁶ 例えばドイツでは、14歳未満と、14歳以上18歳未満で法制度が分かれている。社会安全研究財団『G8 諸国における児童ポルノ対策に関する調査報告書』(2013)37-38頁https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2013/03/cyber2503_01.pdf (2015年1月25日最終閲覧)。

²⁷ 第3条第1項「子どもに関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が第一次的に考慮されるものとする。」

²⁸ CRC, *General comment No. 14 (2013) on the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration (art.3, para.1)*, 2013/05/29, CRC /C/GC/14, para52

²⁹ Ibid, para82

³⁰ 1999年に第87回ILO総会において全会一致で採択され、2000年に発効した。締約国数173か国（2015年1月現在）。採択状況、批准状況から、国際社会における関心の高さがうかがえる。日本は2001年に批准した。2002年に日本に対して効力が発生した。

³¹ 2001年に欧州評議会で採択された。2004年に発効。締約国数（2015年1月現在）。日本は2012年に批准し、同年日本に対して効力が発生した。

³² 2007年に欧州評議会で採択され、2010年に発効した。締約国数35か国（2015年1月現在）。日本は未批准。

³³ 欧州評議会で採択されたサイバー犯罪条約と性的搾取及び性的虐待からの子どもの保護に関する条約は、欧州評議会の加盟国以外にも開放されている。現在、前者の署名国（欧州評議会加盟国以外）は、アメリカ、カナダ、日本、南アフリカ、オーストラリア、パナマ、モリシヤス、ドミニカ共和国の8か国で、カナダと南アフリカを除く6か国が批准している。一方、後者を欧州評議会加盟国以外で批准している国家は、未だにない。

³⁴ Council of Europe, *Explanatory Report to Convention on Cybercrime (ETS No. 185)*, 2001/11/23, para91

³⁵ 前文「…1989年11月20日に国際連合総会が採択した児童の権利に関する条約を想起し、…」

³⁶ 関連する規定は次の通りである。第8条第1項「何人も、奴隷の状態に置かれぬ。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。」同

条第2項「何人も、隷属状態に置かれぬ。」同条第3項（a）「何人も、強制労働に服することを要求されない。」第24条第1項「すべての子どもは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。」

³⁷ 関連する規定は、第10条第3項「子どもの保護及び援助のための措置」である。第10条「この規約の締約国は、次のことを認める。」「…第3項 保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての子ども及び年少者のためにとられるべきである。子ども及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。子ども及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。」

³⁸ 自由権規約委員会「第4回自由権規約政府報告に関する総括所見」CCPR/C/79/Add.102 パラグラフ3.29（1998）、社会権規約委員会「第2回社会権規約政府報告に関する総括所見」E/C.12/1/Add.67 パラグラフ8（2001）

³⁹ 前文「…市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）…において認められていることに留意し、…」

⁴⁰ 1996年にスウェーデンで開催され、122か国の政府代表とNGO、20の国連・国際機関関係者約1300人が参加した。日本からは、政府代表団として清水澄子議員、省庁から外務・厚生・警察・総理府男女共同参画室の計8名が参加。NGO代表としては「ストップ子ども買春の会」等ECPATグループを中心に9名が参加。

⁴¹ The World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, *The Stockholm Declaration and Agenda for Action*, 1996/08/31

⁴² 2001年横浜で開催。外務省「『第2回児童の商

- 業的性的搾取に反対する世界会議』の概要と評価」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/gh_0112.html (2015年1月4日最終閲覧)。
- ⁴³ The World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, *The Yokohama Global Commitment 2001*, 2001/12/20
- ⁴⁴ 2008年リオデジャネイロで開催。外務省「『第3回児童の性的搾取に反対する世界会議』の概要と評価」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/0811_gh.html (2015年1月4日最終閲覧)。
- ⁴⁵ The World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, *The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents*, 2008/11/28
- ⁴⁶ G-8 Justice and Home Affairs Ministers, *Reinforcing the International Fight Against Child Pornography*, 2007/05/24
- ⁴⁷ G-8 Justice and Home Affairs Ministers, *Concluding Declaration*, 2008/06/13
- ⁴⁸ G-8 Justice and Home Affairs Ministers, *The Risk to Children Posed by Child Pornography Offenders G - 8 Justice and Home Affairs Ministers*, 2009/05/30
- ⁴⁹ G-8, *G8 Declaration Renewed Commitment for Freedom and Democracy*, 2011/05/27
- ⁵⁰ G8ローマ/リヨングループが、被害児童支援対策の好事例を取りまとめるプロジェクトや、インターネットと協力の上での児童ポルノデータベース構築等を行っている。
- ⁵¹ 申恵丰『国際人権法』信山社 (2013) 214-289頁。
- ⁵² CRC, *supra* note 28
- ⁵³ 第1条で「…児童ポルノを禁止」し、第2条で児童ポルノを「現実のもしくは疑似のあらゆる性的な行為を行う子どものあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための子どもの身体の性的な部位のあらゆる表現をいう」と定義する。
- ⁵⁴ 斎藤周「海外労働事情 (6) ILO/ILO182号条約と児童労働廃絶の取組み」『労働法律旬報』1528号 (2002) 46-49頁。
- ⁵⁵ 第3条「この条約の適用上、『最悪の形態の児童労働』は、次のものから成る。… (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために子どもを使用し、あっせんし、又は提供すること」。
- ⁵⁶ 第44条1項「締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する」。
- ⁵⁷ この審査は人権理事会の創設に伴い、国連加盟国全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度である。各国の条約義務の履行確保を目的とする。外務省「UPRの概要」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html (2015年1月3日最終閲覧)。
- ⁵⁸ ILO憲章22条により、日本は、批准した条約の諸規定を実施するためにとった措置を、定期的にILO事務局に報告する義務を負う。報告の様式は理事会が決定する。その内容は、(1) 条約の規定を実施する法律や規則、(2) 条約の適用で保護される労働者の数・裁判所の判決・監督官の報告、(3) 条約の適用に関する労使団体の意見等である。日本はこの年次報告の中で、ILO182号条約についての報告を行っている。
- ⁵⁹ 森山眞弓・野田聖子『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい (2004) 14頁。
- ⁶⁰ 子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪編『子ども性虐待防止白書：子どもポルノ・子ども買春・家庭での性虐待・スクールセクハラ・痴漢』ウイメンズブックストア松香堂 (1997) 等。
- ⁶¹ 第175条1項「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信

によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。」本条のわいせつ物頒布罪は、社会の善良な性風俗を保護法益とし、成人ポルノと児童ポルノを区別して規制するものではなかった。

⁶² 児童福祉法は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない（第1条1項）」とし、子どもの権利の保護を目指している。そして、第34条1項6号で、子どもに淫行をさせる行為を禁じている。ここにいう「淫行」を「させる」行為とは、子どもに働きかけて「性交または性交類似行為」をするように仕向ける行為であり、「直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為を包含する（最高裁昭和40年4月30日決定、最高裁判所裁判集刑事155号595頁）」。また、淫行の相手方になった者についてもこの罪を認めた最高裁の判決もある（最高裁平成10年11月2日決定、刑集52巻8号505頁）。

⁶³ 軽犯罪法1条23号は、盗撮による児童ポルノの製造を違法としている。なお、現行児童ポルノ禁止法では盗撮による児童ポルノ製造罪が新設された（第7条5項）。

⁶⁴ 日本の法律では刑法の強姦罪、強制わいせつ罪またはわいせつ図画頒布罪によって一定範囲で処罰されることはあるが、対償を供与して子どもと性交等することは、13歳以上の者に対しては暴行または脅迫を用いない場合には原則として処罰対象にはなっていなかった。子どもの性的な姿態を描写した写真等であって諸外国においては児童ポルノとして取り締まられているもの全てが刑法上のわいせつ図画に該当するものではないのが現状であった。第145回国会衆議院法務委員会議事録12号（1999年5月14日）大森礼子議員等の発言。

⁶⁵ 園田寿「児童買春・児童ポルノ禁止法の成立」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集『現代社会と刑事法』3巻（2000）309頁。

⁶⁶ 森山＝野田・前掲注（59）10頁。

⁶⁷ 外務省「『第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議』基調演説 - 法務大臣森山眞弓（2001年12月17日）」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/sp_moriyama.html（2015年1月22日最終閲覧）。

⁶⁸ CRC, *Concluding observations of the Committee on the Rights of the Child: Japan*, CRC/C/15/Add.90.1998/06/05

⁶⁹ Ibid, para25

⁷⁰ Ibid, para46

⁷¹ 森山＝野田・前掲注（59）30頁。

⁷² 「1989年の子どもの権利条約の国連総会採択を機に、子どもの権利を守るという観点から、不十分な、子どもの性にかかわるさまざまな権利の保護に関する法的な施策を整えてほしい、そういう国連からの要請というか期待に対して、先進国の中で日本だけがそのような趣旨に沿う法整備を行ってこなかったために、1996年の通称ストックホルム会議で日本が非常に強く批判され…それを機に、児童買春・児童ポルノを防止する法案をつくらなければいけないということになった…」第145回国会青少年問題に関する特別委員会議事録第4号（1999年4月27日）宮台真司政府参考人の発言。

⁷³ 第1条「この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」

⁷⁴ 第2条第3項「この法律において『児童ポルノ』とは、写真、ビデオテープその他の物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。1号：児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの。2号：他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの。3

号：衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの。」

⁷⁵ 第6条「児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

⁷⁶ UN General Assembly, The Special Session of the UN General Assembly on Children Twenty-seventh special session 3rd meeting, 2002/05/09, A/S-27/PV.3, UNICEF, *General Assembly Debate Unofficial Highlights*, 2002/05/10 http://www.unicef.org/specialsession/docs_new/documents/ga_debate.pdf (2015年1月22日最終閲覧)。

⁷⁷ 第159回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会議事録5号(2004年6月1日)武山百合子議員の発言。

⁷⁸ 全12回の会合で、検討された具体的事項は以下の4つである。①実在しない子どものポルノも「児童ポルノ」に含めるか。②頒布等の目的を伴わない児童ポルノの製造(いわゆる単純製造)、所持(いわゆる単純所持)についても禁止し、処罰の対象とする必要があるか。③児童ポルノに係る行為の処罰に関する決定刑を引き上げるべきではないか。④インターネット上における児童ポルノに係る行為についても、規制の対象とすべきではないか。森山＝野田・前掲注(59)42頁、45-46頁。

⁷⁹ 第7条第1項「児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通して第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も同様とする。」すなわち、「提供」の基本的な概念を、児

童ポルノを特定かつ少数に対して行うものとしたうえで、不特定または多数の者に対して行うものも処罰化した。これは、有償か無償かを問わず、不特定または多数の者に対するものと、特定かつ少数の者に対するものを分け、両者とも犯罪として処罰するのが相当であるとの考えに基づく。

⁸⁰ 第7条第3項「前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第1項と同様とする。」

⁸¹ これは、電気通信回線を通じて児童ポルノを記録した電磁的記録等を提供する行為並びにそれを目的として児童ポルノの製造、所持等をする行為または児童ポルノを記録した電磁的記録を保管する行為の処罰化を明確にするために盛り込まれたものである。

⁸² 第1条「この法律は、…児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、…児童の権利を擁護することを目的とする。」

⁸³ 第2条「児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

⁸⁴ ロシアは、2009年に児童ポルノの単純所持を禁止する法案が提出された。しかし、同法案については、2013年に法案を提出した議員に対して、法案の内容修正を求める決定が出されていることが判明した。法案修正等に要する時間を考慮すると、早期に児童ポルノの単純所持を禁止する法律が通過するか否か、不透明な状況となっている。社会安全研究財団・前掲注(26)「ロシアの状況に関する新たな情報に係る追記」。

⁸⁵ 第186回国会参議院法務委員会議事録24号（2014年6月17日）遠山清彦議員の発言。

⁸⁶ 社会安全研究財団・前掲注（26）「はじめに」。

⁸⁷ 第169回国会（2008年6月）には森山眞弓議員ほか4名の議員によって自公案が、第171回国会（2009年3月）には細川律夫議員ほか4名の議員によって民主党案が提出され、その後大枠で合意を見たが超党派の議員立法として提出するには至らなかった。

⁸⁸ 森山＝野田・前掲注（59）61 - 62頁。

⁸⁹ 第186回国会衆議院法務委員会議事録21号（2014年6月4日）遠山清彦議員の発言。

⁹⁰ 同上。

⁹¹ この定義の明確化は、後述の児童ポルノの「自己の性的好奇心を満たす目的」の所持処罰規定にも、被害者である子どもへの配慮にも関連する。

⁹² 森山＝野田・前掲注（59）61 - 62頁。

⁹³ 日本で児童ポルノ禁止法改正がニュースに取り上げられる際、主に話題となったのは児童ポルノの単純所持に関する議論であった。例えば、朝日デジタル「児童ポルノ所持に罰則、改正法成立 施行1年は猶予」（2014年6月18日）<http://www.asahi.com/articles/ASG6K5K12G6KUTIL02P.html>、「改正児童ポルノ法が成立」（2014年6月18日）<http://www.asahi.com/articles/DA3S11196836.html>、「児童ポルノ定義、漫画・アニメ除外 改正法が成立」（2014年6月19日）<http://www.asahi.com/articles/DA3S11197425.html>等。いずれの記事も、被害を受けた子どもの保護に関する言及はなかった（2015年1月16日最終閲覧）。

⁹⁴ 「今般の改正により、7条1項に自己の性的好奇心を満たす目的での所持罪という新しい処罰類型を設けることになりましたので、私的領域に過度な規制が及ぶことへの懸念が払拭されるように、適用上の注意規定を詳細に改正する必要があるということで、今回の改正に至っているわけです。そのため、学術研究、文化芸術活動、報道といった本法の規制と密接な関係を有

する具体的な国民の権利、自由を例示として追加し、適用上の注意規定の充実を図っております。…また、『学術研究、文化芸術活動、報道等』というふうに『等』をつけておりますので、対象となる権利、自由は、例示されたものに限らず、プライバシーや政治活動なども含まれるということであります。」階猛委員の答弁・前掲注（89）。

⁹⁵ 第15条第1項「厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保って成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。」

⁹⁶ 第16条の2「社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。」

⁹⁷ 江口寛章＝谷山敬一「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律の一部改正」『警察学論集』67巻10号（2014）116 - 117頁。

⁹⁸ 内閣府「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf>（2015年1月15日最終閲覧）。

⁹⁹ 内閣府「第1次児童ポルノ排除総合対策（2010）」<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf>（2015年1月2日最終閲覧）。

¹⁰⁰ 児童相談所では、児童心理司によるカウンセリ

ング、児童福祉司による指導援助を行う。緊急の保護を必要とする場合には一時保護を行う。また、医療的なケアが必要な場合、病院等の専門機関を斡旋する。さらに、子どもの生活の立て直しが必要な場合、児童福祉施設に入所させる。加えて、被害を受けた子どもの保護者への相談支援も行っている。厚生労働科学研究「児童相談所の性的虐待対応ガイドライン」http://www.aiikunet.jp/wp-content/themes/aiikunet/pdf/guideline2011_1.pdf（2015年1月22日最終閲覧）。

¹⁰¹ 被害を受けた子どもの早期発見につながる取り組みとして、法務省の人権相談がある。法務省「人権相談」http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html、及び「子どもの人権110番」<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>（2015年1月22日最終閲覧）。

¹⁰² 文部科学省「情報モラル教育」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm（2015年1月22日最終閲覧）。

¹⁰³ 内閣府「児童ポルノ排除総合対策」<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/>（2015年1月2日最終閲覧）。

¹⁰⁴ 警察庁「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム概要（2011）」<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/221202.pdf>（2015年1月2日最終閲覧）。

¹⁰⁵ 2000年の検挙数は170件だが、2013年の検挙数は1644件。警察庁生活安全局少年課「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等（2013）」https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/jidouguyakutai-fukushihan_kenkyoH25.pdf（2015年1月2日最終閲覧）。

¹⁰⁶ 具体的には、ファイル共有ソフトのキャッシュフォルダから児童ポルノを流通させている者に対し、警察庁がインターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）を介してインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に連絡を依頼する。児童ポルノを流通させていること等の内容

の連絡メールをISPから送信し、メールを受信した者にキャッシュフォルダのファイルの削除を促す。この取り組みには、関連事業者が自主的に協力している。

¹⁰⁷ 条例における児童ポルノ単純所持の規制には、2つのパターンがある。1つめは、各都道府県の青少年保護育成条例の条項に児童ポルノ類型の規制を編入するものである。この形の例としては、大阪の条例改正がある。2つめは、新たな子ども保護施策を設定した条例を制定し、構成要件において、児童ポルノの単純所持を罰則付きで禁止するものである。この形の条例としては、奈良県、京都府、栃木県の条例がある。

¹⁰⁸ 西垣・前掲注（7）69頁。

¹⁰⁹ 「幼女1名を誘拐し、わいせつ行為をした上、殺害したというわいせつ誘拐、強制わいせつ致死、殺人等の罪に問われた被告人に死刑が言い渡された事例」『判例タイムズ』1257号（2006）336-348頁。

¹¹⁰ 西垣・前掲注（7）73頁。

¹¹¹ 曾我部真裕「条例による児童ポルノ単純所持規制の試みが残した教訓」園田＝曾我部・前掲注（18）92－93頁。

¹¹² ただし、児童ポルノの単純所持に関する罰則規定を有する現行児童ポルノ禁止法が施行されたことによって、これらの条例は法律に抵触するものとなり、今後改廃が行われることになる。同上91頁。

¹¹³ CRC, *Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Japan*, CRC/C/15/Add.231,2004/02/26, para51 (b)

¹¹⁴ Ibid, para52 (b)

¹¹⁵ Ibid, par52 (c)

¹¹⁶ 委員会は、具体的に、子どもが証言を要求される回数を制限するための公式な取り決めが十分でないこと、口頭での証言に代えて録画による証言が刑事手続において認められていないことを挙げた。CRC, *Consideration of reports submitted by States parties under article 8*

of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict Concluding observations: Japan, CRC/C/OPAC/JPN/CO/1, 2010/06/22, para38

¹¹⁷ Ibid, para39 (a)

¹¹⁸ Ibid, para39 (c)

¹¹⁹ UN General Assembly, *Report of the Working Group on the Universal Periodic Review: Japan*, 2012/12/14, A/HRC/22/14, para147.41

¹²⁰ Ibid, para147.82

¹²¹ CRC, *Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Japan*, 2010/06/20, CRC/C/JPN/CO/3, para31

¹²² 第12条第1項「第4条から第8条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。」同条第2項「国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。」

¹²³ 第10条の2 第1項「捜査を行うに当たっては、被害者又はその親族の心情を理解し、その人格を尊重しなければならない。」同条第2項「捜査を行うに当たっては、被害者等の取調べにふさわしい場所の利用その他の被害者等にできる限り不安又は迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならない。」

¹²⁴ 第37条「福祉犯（児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であって長官が定めるものをいう。以下同じ。）の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、前条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害にあらうことを防止するため保護者その他の関係者に配慮を求め、及び関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するため必要な措置を

とるものとする。」

¹²⁵ G8ローマ/リヨングループ「性的搾取による被害児童の支援好事例集」6頁 https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen28/jidou_seitekisakusyu_jirei.pdf (2015年1月17日最終閲覧)。

¹²⁶ 同上8頁。

¹²⁷ 裁判所「犯罪被害者保護制度」http://www.courts.go.jp/saiban/qa_keizi/qa_keizi_29/index.html (2015年1月16日最終閲覧)。

¹²⁸ 児童相談所「全国共通ダイヤル、インターネット・ホットラインセンター」<http://www.internethotline.jp/index.html>、「匿名通報ダイヤル」<http://www.tokumei24.jp/> (2015年01月12日最終閲覧) への通報等の方法がある。

¹²⁹ 児童ボルノ対策官は、被害者である子どもの特定に結びつく画像分析を行う。分析例として、制服姿の子供の画像に学校のワッペンが写っていた児童ボルノ画像について、学校を特定した事例がある。梶原田鶴「児童ボルノに対する取り組み-児童ボルノ対策官の業務を中心に」『警察公論』65巻9号(2010)22-29頁。

¹³⁰ G8ローマ/リヨングループ・前掲注(125)6頁。

¹³¹ M.アルドリッジ、J.ウッド『子どもの面接法 司法手続きにおけるケア・ガイド』北大路書房(2004)2頁。

¹³² 仲真紀子「子どもへの事情聴取：司法面接の取組」『學士会会報』900号(2013)80-84頁。

¹³³ 福谷朋子ほか「性的虐待への法的対応と今後の課題」『子どもの虐待とネグレクト』13巻2号(2013)230頁。

¹³⁴ 秋田真志「少女供述の信用性--児童買春で被害児童の供述が信用できないとして無罪が言い渡された事例(大阪地判2002・12・13)」『刑事弁護』35号(2003)72-76頁。

¹³⁵ 沖真紀子「事実確認と子どものケア：感情を交えずに話を聞く事」『世界の児童と性』71号(2011)41-45頁。

¹³⁶ 沖真紀子「司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景」『ケース研究』299号(2009)3-34頁。

- ¹³⁷ 沖・前掲注 (135) 44頁。
- ¹³⁸ 斎藤恵子「子どもへの暴力—子どもポルノと子ども買春の防止と被害者支援に向けて」『公衆衛生』73巻 9号643-646頁。
- ¹³⁹ 大人に対しての実験で得られた結果だが、子どもであればより影響が出ると考えられる。Zaragoza M.S., “Interviewing witness: forced confabulation and confirmatory feedback increase false memories”, *Psychological Science*, vol.12, 2001, pp473-477
- ¹⁴⁰ 沖・前掲注 (135) 44頁。
- ¹⁴¹ 仲・前掲注 (132) 83頁。
- ¹⁴² 同上83頁。
- ¹⁴³ 2008年から2012年までのプロジェクト。北海道大学大学院文学研究科「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」<http://child.let.hokudai.ac.jp/> (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁴⁴ 沖眞紀子北大文学部教授への聞き取り調査 (2015年1月25日)。
- ¹⁴⁵ 仲眞紀子ほか「司法・福祉場面における子どもへの面接：司法面接」<http://www.jsdp.jp/conf2013/program/contents/pdf/AS1.pdf> (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁴⁶ 警察庁「『被害児童からの客観的聴取について』(執務参考資料)の送付について」警察庁丁少発第56号、丁刑企発第54号、丁捜一発第31号 (2011年4月8日)。
- ¹⁴⁷ G8ローマ/リヨングループ・前掲注 (125) 14-15頁。
- ¹⁴⁸ 同上15-16頁。
- ¹⁴⁹ 浅田和茂ほか「『新時代の刑事司法制度』に対する刑事法学者の意見」<http://www.genjin.jp/pdf/ikensho20130910.pdf> (2015年2月18日最終閲覧)。
- ¹⁵⁰ 第320条「第321条乃至第328条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。」
- ¹⁵¹ 法務省「公判段階での被害者支援」http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-4.html (2015年1月16日最終閲覧)。
- ¹⁵² 國重徹議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁵³ CRC, *General Comment No.5 (2003) General measures of implementation of the Convention on the Rights of the Child (arts. 4, 42 and 44, para. 6)*, 2003/11/27, CRC/GC/2003/5
- ¹⁵⁴ Ibid, para45
- ¹⁵⁵ 遠山清彦議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁵⁶ 江口=谷山・前掲注 (97)。
- ¹⁵⁷ 遠山清彦議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁵⁸ 同上。
- ¹⁵⁹ 遠山清彦議員の発言・前掲注 (85)。
- ¹⁶⁰ 同上佐々木さやか議員の発言。
- ¹⁶¹ 本稿においては、所持とは、自らの意思で支配下に置くことを意味し、現行児童ポルノ禁止法第7条第1項の所持を提供目的以外の所持（いわゆる単純所持）と考えて検討を進める。その性的好奇心を満たす目的かどうかは一般人を基準に判断される。
- ¹⁶² 第159回国会衆議院法務委員会議事録32号（2004年6月1日）、第159回国会参議院法務委員会議事録23号（2004年6月10日）。
- ¹⁶³ 遠山清彦議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁶⁴ 日弁連「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』の見直し（児童ポルノの単純所持の犯罪化）に関する意見書」（2010年3月18日） 3頁http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100318_3.pdf (2015年1月15日最終閲覧)。また、サイバー犯罪条約の処罰化義務が留保可能であることから、児童ポルノの単純所持の処罰化は、国際的な潮流とは言えないとする主張があった。森山=野田・前掲注 (59) 61 - 62 頁。
- ¹⁶⁵ G-8 Justice and Home Affairs Ministers, *Reinforcing the International Fight Against Child Pornography*, 2007/05/24, http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8_2007child_porno_dec-english.html (2015年1月23日最終閲覧)。

- ¹⁶⁶ Ost Suzanne, “Children at risk: legal and societal perceptions of the potential threat that the possession of child pornography poses to society”, *Journal of law and society*, vol.29, 2002, pp452-453
- ¹⁶⁷ 児童ポルノは小児性愛者だけに需要があるのではない。現在の傾向として、容易な取得が「気軽な (casual)」利用者の増加につながっている。Richard Wortley and Stephen Smallbone, “Child Pornography on the Internet”, *Problem-Oriented Guides for Police Problem-Specific Guides Series*, No.41, 2006, pp 13
- ¹⁶⁸ CRC, *Consideration of reports submitted by States parties under article 12, paragraph 1 of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography Concluding observations : Japan*, 2010/06/22, CRC/C/OPSC/JPN/CO/1, para28
- ¹⁶⁹ 日本ユニセフ協会「『児童買春・児童ポルノ禁止法』の早急な改正について (2013年1月29日)」http://www.unicef.or.jp/osirase/back2013/1301_29.html (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁷⁰ 藤井美江「子どもの権利を守るために～成長発達権の保障の視点から」『月刊福祉』93巻8号 (2010) 40 - 43頁。
- ¹⁷¹ 日本ユニセフ協会「子どもポルノ被害者からのメッセージ」<http://www.unicef.or.jp/special/0705/cyberporn08.html> (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁷² 日弁連「『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』の見直し (児童ポルノの単純所持の犯罪化) に関する意見書」(2010年3月18日) 3頁http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100318_3.pdf (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁷³ 警察庁「子供をめぐる警察活動」警察庁『警察白書』ぎょうせい (2013) 29頁。
- ¹⁷⁴ 弁護士ドットコムNEWS「『児童ポルノ』単純所持禁止の問題点『元検事』落合洋司弁護士が指摘 (2013年3月1日)」<http://www.bengo4.com/topics/218/> (2015年01月15日最終閲覧)。
- ¹⁷⁵ 落合洋司「児童ポルノの単純所持規制についての検討 - 刑事実務の観点から」園田＝曾我部・前掲注 (18) 85頁。
- ¹⁷⁶ 高山佳奈子「所持規制の刑法上の論点」園田＝曾我部・前掲書注 (18) 70-71頁等。
- ¹⁷⁷ 遠山清彦議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁷⁸ 林眞琴法務省刑事局長の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁷⁹ 同上。
- ¹⁸⁰ 仁比聡平議員の発言・前掲注 (89)。
- ¹⁸¹ 弁護士ドットコムNEWS「『児童ポルノ』単純所持禁止の問題点『元検事』落合洋司弁護士が指摘 (2013年03月01日)」<http://www.bengo4.com/topics/218/> (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁸² 奥村・前掲注 (7) 1-3頁。
- ¹⁸³ 大林啓吾「単純所持規制の憲法上の論点」園田＝曾我部・前掲書注 (18) 61頁。
- ¹⁸⁴ 自己の物を所持する行為または状態は、財産価値のある物であれば財産権 (第29条) として保障され、どのように使用するかは幸福追求権 (第13条) と密接に関連しており、宗教性があれば信教の自由 (第20条)、メッセージ性があれば表現の自由 (第21条) ともリンクするとされる。大林啓吾「所持規制を巡る憲法問題 - 児童ポルノの単純所持規制を素材にして - 」千葉大学法学論集第28巻3号 (2014) 201頁。
- ¹⁸⁵ 山了吉「『児童ポルノの単純所持』も罰する法改正が出版界に及ぼす重大な影響と懸念 緊急動議!『児童ポルノ禁止法』改正は『出版・表現の自由』を侵害しないのか?」『出版ニュース』2350号 (2014) 4-9頁。
- ¹⁸⁶ 高山・前掲注 (176) 72頁。
- ¹⁸⁷ 第171回国会衆議院に民主党が提出した「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17101012.htm (2015年1月15日最終閲覧)。
- ¹⁸⁸ 第171回国会衆議院法務委員会議事録4号 (2009

年4月3日) 葉梨康弘議員の発言。

¹⁸⁹ これに対し、自民党は、所持に至った経緯や様態、分量や保管状況を見て客観的に判断しているとしている。

¹⁹⁰ 第171回国会衆議院法務委員会議事録12号(2009年6月26日) 枝野幸男議員の発言。

¹⁹¹ 第177回国会衆議院法務委員会議事録 17号(2011年8月9日) 辻恵議員の発言。

¹⁹² 遠山清彦議員の発言・前掲注(89)。

¹⁹³ Joanna L. Barry, "The Child as Victim and Perpetrator: Laws Punishing Juvenile 'Sexting'", *VANDERBILT J. OF ENT. AND TECH. LAW*, vol.13, no.1, 2010, pp129-153

(さとう さき 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了)